

No. 6

アフリカ産業育成 基礎調査団報告書

1995年3月

ICN LIBRARY

J 1129393 {3}

国際協力事業団

鉅開計
CR3
95-6

アフリカ産業育成基礎調査団報告書

一九九五年三月

31
10
199



1129393 [3]

アフリカ産業育成
基礎調査団報告書

1995年3月

国際協力事業団

序 文

鉍工業開発協力部では、開発途上国における鉍業、工業を育成、振興することを目的とし、そのために必要な技術、人材を育成してきた。協力分野が鉍工業であることから、その対象は、ある程度工業化が進んだ国とならざるをえず、今までアフリカ地域における協力実績は、わずか1件を数えるのみである。

近年までアフリカ諸国は保護政策をとり続け、自国内の産業を保護してきたが、各国経済の自由化政策への転換、1994年の南アフリカ共和国の国際社会への復帰をきっかけに、国内の産業は厳しい競争下に置かれることとなった。これまでアフリカ諸国から具体的に鉍工業分野に係るプロジェクト方式技術協力の要請はほとんどなかったが、そのニーズは明らかに高まっていると考えられる。

このような状況を踏まえ、アフリカ産業育成基礎調査団はアフリカでも比較的鉍工業関連のニーズが高いと考えられるジンバブエとケニアを訪問し、政府関係者と協議を行い、当部による協力の可能性を調査することとした。

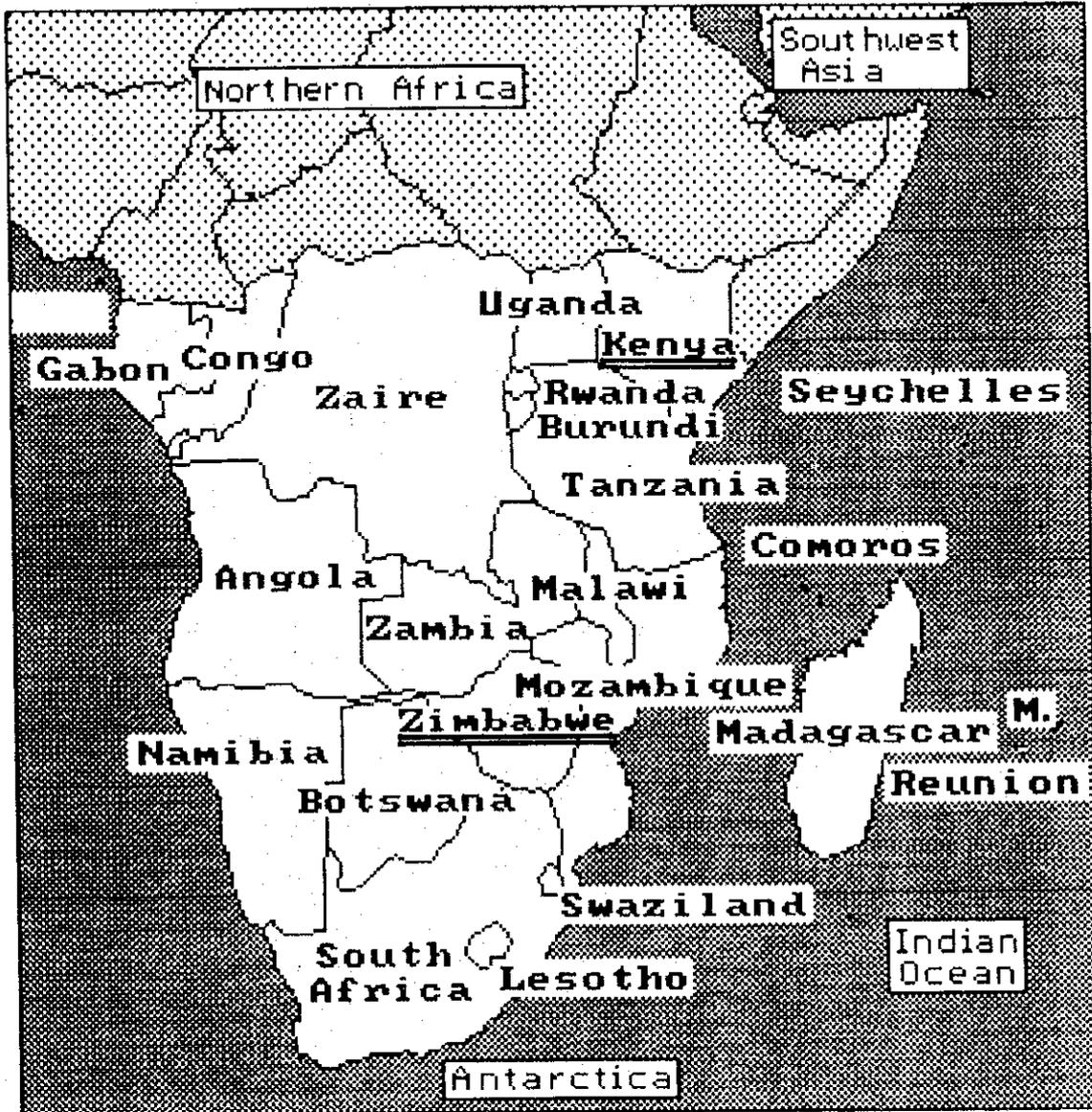
本報告書は、その結果をとりまとめたものである。

今後、この報告書が、アフリカのプロジェクト方式技術協力事業の発掘及び実施のための参考となれば幸いである。

1995年3月

鉍工業開発協力部
部長 柿 沼 宇 佐

調査国（ジンバブエ、ケニア）位置図



目 次

序 文

調査国（ジンバブエ、ケニア）位置図

I. 基礎調査団の派遣	1
1. 調査団派遣の経緯と目的	1
2. 調査団員構成	1
3. 調査日程	2
4. 主要面談者	3
(1) ジンバブエ	3
(2) ケニア	4
II. ジンバブエの調査結果	6
1. ジンバブエの概況	6
(1) 概 況	6
(2) 政治状況	8
(3) 経済状況	11
(4) 製造業の動向	15
2. 協議結果	20
(1) JETROジンバブエ事務所	20
(2) 大蔵省	21
(3) 国家経済計画審議会	21
(4) 商工省	23
(5) エネルギー省	25
(6) 産業開発公社	25
(7) 小企業開発公社	27
(8) ジンバブエ商工会議所	30
(9) ジンバブエ標準協会	31
(10) 現地企業会議	33

Ⅲ. ケニアにおける調査結果	34
1. ケニアの概況	35
(1) 貿易・投資の概要（1993年）	35
(2) ケニアの新旧開発計画の概要	44
(3) ケニアの工業・貿易政策	48
2. 協議結果	51
(1) 商工省	51
(2) 商工会議所	51
(3) 大蔵省	52
(4) 輸出加工区庁	52
(5) 輸出振興協議会	52
(6) 製造業者協会	53
(7) ムアンダ氏との面談	53
(8) 小林専門家との面談	54
(9) 日本大使館（表敬）	57
(10) 輸出加工区本部	58
(11) 輸出振興協議会	60
(12) 園芸作物開発庁	61
(13) ケニア製造業者組合	62
(14) 商工省次官との面談	63
(15) JETRO事務所長との面談	64
(16) 海外経済協力基金との面談	66
(17) 日本大使館（報告）	66
Ⅳ. 調査団所感	68
1. ジンバブエ	68
(1) 中小企業育成の必要性	68
(2) 中小企業育成のための協力可能性	68
(3) 今後の課題	68
2. ケニア	69
(1) 輸出振興の必要性	69
(2) 輸出振興分野における現状と今後の展望	69
(3) 当該分野におけるプロジェクト方式技術協力の妥当性・可能性	70
(4) 今後の課題	70

I. 基礎調査団の派遣

1. 調査団派遣の経緯と目的

今までの鉱工業関連の実績の少ないアフリカ地域におけるプロジェクト方式技術協力の可能性について検討するため、基礎調査団を派遣した。

今回の調査では、比較的インフラも整っており、鉱工業分野での協力が他の国に比べ容易であると考えられるケニアとジンバブエを調査対象国として取り上げた。

調査分野は、それぞれの国の政策、我が国の援助実績及び援助指針、その他JETROからも協力を得て資料を収集し、さらに、在外事務所があるケニアについては事務所からの意見を加味したうえで調査分野を設定した。

また、今回は基礎調査であることに鑑み、設定した分野だけではなく、広く鉱工業分野におけるプロジェクト方式技術協力の可能性について調査した。

2. 調査団員構成

平井敏雄	団長	国際協力事業団（JICA）鉱工業開発協力部 計画課長代理
中嶋鴻明	貿易振興	日本貿易振興会（JETRO）農水産部 農水産調査課長
石田滋雄	産業育成	JICA国際協力総合研修所国際協力専門員
徳橋和彦	運営管理	JICA鉱工業開発協力部計画課

3. 調査日程

日程	月日	曜	行 程	調 査 内 容
1	11/19	土	成 田→フランクフルト	移 動
2	20	日	フランクフルト→	移 動
3	21	月	→ハラレ	移 動 日本大使館表敬、JETRO事務所との打合せ
4	22	火		大蔵省・National Economic Planning Commission・商工省・エネルギー省との協議
5	23	水		工業開発公社・中小企業開発公社との打合せ
6	24	木		商工会議所・ジンバブエ標準協会、地元企業開発公社との打合せ
7	25	金	ハラレ →ナイロビ	移 動 JICA事務所・小林個別派遣専門家との打合せ
8	26	土		地元企業視察
9	27	日		地元企業視察
10	28	月		商工省事務局・商工会議所・大蔵省との協議 日本大使館表敬
11	29	火		Export Processing Zone Authorityとの協議・視察、輸出振興審議会 (EPC)・Horticultural Crops Development Authority・ケニア製造業者協会 (KAM) との協議・視察
12	30	水		商工省次官報告、JETRO・OECF・Kenya Bureau of Standards・Federation of Kenya Employers との協議、日本大使館・JICA事務所報告
13	12/ 1	木	ナイロビ→ロンドン	移 動
14	2	金	ロンドン→	移 動
15	3	土	→成 田	移 動

4. 主要面談者

(1) ジンバブエ

① ジンバブエ側

㊸ Ministry of Finance

O. Matshalaga Under Secretary
A. Gunduza Assistant Secretary
W. Nembaware Desk Officer

㊹ National Economic Planning Commission

Mahlahla Director

㊺ Ministry of Industry and Commerce

O. Chabungu Deputy Secretary
E. Ndlovu Under Secretary
L. Rutanhira Senior Administrative Officer

㊻ Ministry of Energy

C. Muzezewa Director of Energy

㊼ Industrial Development Corporation

L. A. Nunyawarara Deputy General Manager (Business Development)
G. M. Masango Accounting & Financial Services Manager

㊽ Small Enterprises Development Corporation

A. P. S. Sheridan Deputy General Manager
J. W. Nyamunda Deputy General Manager (Operations)
J. H. Mwadira Assistant General Manager (Development)

㊾ Zimbabwe National Chamber of Commerce

J. M. D. (Hans) Saungweme Director

㊿ Standards Association of Zimbabwe

E. Hywel Williams Director-General

① Indigenous Business Development Corporation

M. B. Mucheche President
M. S. Zinyama Executive Director
Ernest R. Maroodza Board Member
Jane Mutasa Board Member
Doris T. Mugwara Director of BESA

②日本側

㊤日本大使館

小西大使

岡本公使

大橋参事官

小路一等書記官

㊤JETRO

中西所長

(2) ケニア

①ケニア側

㊤ Ministry of Commerce and Industry 及び Export Promotion Council

Githinji Permanent Secretary

Peter W. Muthoka Secretary/Chief Executive, Export Promotion Council

J. M. Masila Director of Industries

Lawrence Maina Ndeeri Deputy Director

N. Ndirasgv S.E.T.O.

Janet A. Abilla External Trade Officer

㊤ Ministry of Finance

Liane Economic Secretary

㊤ Export Processing Zones Authority

Robert J. Kigunda Operations Manager

Jonathan N. Chifallu Promotions Executive

M. N. Ngaruiya Project Executive

J. O. B. Akara Manager, Planning, Research and Policy

G. K. Njage Head, Investor Services Unit

Harold M. Pohoresky Advisor

㊤ National Chamber of Commerce and Industry

J. K. Yabs National Chairman

Titus G. Ryhiu Aq Chief Executive

Peter G. Muiryri Executive Editor

Frea K. Kiongo Membership Officer

R. N. Omusi Trade Officer

㊤ Kenya Association of Manufactures

John W. Kuria Chief Executive

Z. N. Kahura Senior Executive officer/PA to the Chief Executive

① Horticultural Crops Development Authority
Martin A. J. Mulandi Managing Director
Jotham O. Ouko Chief Horticultural Crops Inspector
I. M. Mukindia Commercial Manager

② Kenya Bureau of Standards
H. M. Mokaya Assistant Director
J. E. Owino-Okwero Assistant Director

③ Federation of Kenya Employers
Aly Murji Industrial Engineer
Peter K. Nyikuli Training & Research Specialist

④ Nyanjuga Investments Limited
P. J. Kiagu Mwangi Managing Director

⑤ 日本側

① 日本大使館

堀江 正彦

公使参事官

小糸 正樹

一等書記官

高松 浩二

Special Assistant, Humanitarian Affairs

② O E C F

長峰 美夫

首席駐在員

③ J E T R O

若林 寛之

ナイロビ・センター所長

斉藤 次郎

Deputy Executive Director

進藤 庄次

Research Director

仲條 一哉

Director

④ J I C A

長島 俊一

所長

吉崎 史明

次長

青木 澄夫

次長

小林 邦康

個別派遣専門家

杉田 映理

職員

II. ジンバブエの調査結果

1. ジンバブエの概況

(1) 概況

南ア共和国を除くサブ・サハラ諸國中、ジンバブエは非常にバランスの取れた経済構造を持った国である。19世紀最後の10年間にイギリス保護領として白人が入植を始めて以来、他のブラック・アフリカ地域と同様、欧州帝国主義列強の勢力下において次第に世界経済システムに組み入れられていった国である。現在、主に白人植民者の子孫や多国籍企業の経営する資本主義的な農業・鉱業・製造業が発達している。また、効率的な金融部門と比較的良く整備されているインフラが存在する国でもある。しかし、その一見好ましいコインの裏側は、人口1%未満の白人市民が経済実権の90%以上を握っているといわれている。持てるもの（主に白人市民）と持たざるもの（大多数の黒人市民）の間に極端な“富と所得”の不平等が存在している。圧倒的多数派の黒人市民は、共同体所有の農地を耕したり、あるいは商業を中心とする零細企業を経営し、あるいは失業状態（現在40%以上といわれる）にあるなど広範な低所得層を形成しており、独立後10数年を経た現在、自らを「白人から人種差別を受けている被害者」と考えているのである。

ジンバブエのムガベ大統領は、1960年代初頭に次々と政治的独立を勝ち取りながら、それ以前の支配者であった白人植民者を追放したことで経済的困難を経験してきた先輩ブラック・アフリカ諸国の轍を踏むまいとして、1980年の独立後の政治の基本方針として“白人との融和政策”を採用したといわれている。独立当初の数年は社会主義の名のもとに不平等是正措置を目指したが、83年の早魃の頃を境にして次第に経済の安定化を重視する姿勢に転換した。政治的レトリックが何であったにせよ、現在までの結果を見る限り、社会的不平等が構造的に改善された形跡はない。独立後まだ14年の若い国であり、また、その間に3回の大早魃や輸出品の国際市況の値下がりなど内外のディスターバンスがあったこと、さらには、債務累積問題を機に国際社会から“市場経済化を優先すべし”との圧力があったことを考えれば、現状はやむをえない側面がある。しかし、問題は、そうした社会的不平等を是正する政治的意思の衰弱と、効果的手段ないしはプログラムを未だに見出していないことにある。

地政学上で重要な点は、ジンバブエが“内陸国”であることである。外に開かれた海港を自国領土内に持たないので、陸続きの周辺諸国以外との交易のためにはモザンビーク（ペイラ港へ592km）へ抜けるか、南ア共和国（ダーバン港へ2,500km）へ抜ける以外に方法がない。言うまでもなく、これは輸出入の輸送コストがかかる点及び、輸送ルートの警備費に金がかかることなどで非常に不利である。

次にジンバブエは寡雨地域である。このため、毎年の雨量の多寡により食料生産が大きく影響を受け、これが経済成長を左右する最大の要因となっている。事実、独立後の経済成長は旱魃によって非常に跛行的な成長経路を辿っている。旱魃は1980年の独立以降、既に83年、87年、92年の3回を経験しており、その度に大規模な緊急の食料輸入を余儀なくされている。これは、貿易収支上の大きな負担となっているほか、3回の経済計画（1982 - 85、1986 - 90、1991 - 95）も軌道修正を余儀なくされている。

また、製造業が非常に発達しているが、今のところ輸出工業製品の加工度も低く、また、十分な国際競争力を持つに至っておらず、主たる輸出品はタバコ、綿花、金、鉄合金、ニッケル合金などである。80年代、一次産品の国際市場の価格趨勢はジンバブエにとって不利なものであった。こうしたことと相まって、純対外要素支払額が、独立以前の5倍程度に増加している。これは、ジンバブエから母国へ戻った白人植民者の子孫が外貨建ての年金を海外で受け取っていることと、ジンバブエの民間大企業がほとんど外国資本に所有されていてその利益送金額が多いためである。こうしたことは、全てジンバブエから貴重な外貨を流出させる原因であり、そのために1980 - 81年を除いて、独立以来、深刻な外貨不足を経験している。

外貨不足が深刻な二次的・三次的な問題を引き起こしている。それは、外貨不足により資本財・中間投入財の輸入が抑えられてきた結果、国内に有力な資本財産業を持たないこの国の製造業部門をはじめ、産業インフラや生活のあらゆる場面で必要な機器・設備の稼働率が下がり、信頼性を奪い、ますます非効率的な経済構造に追いやっているからである。このことは固定資本形成、特に直接的に生産的な製造業の設備投資額が年を追うごとに減少している事実や、工場の稼働率の低下や生産停止の数多くの事例に如実に現れている。また、この国のインフレも金融膨張による以上に、老朽化した工場設備を使うことによる生産の非効率性、コスト高によることが多いという事実反映されている。また、工場の稼働率が低いことは、もう一つの生産要素である労働の利用率を低下させ、それが失業の増大にもつながっている。製造業の近代化と工業製品の国際競争力強化のためには設備投資が不可欠であるが、現状では望み薄であり、それが将来の工業製品輸出の可能性を奪い、一層の外貨不足を招来するであろうと危惧されている。「悪循環」(vicious circle)の定着である。

こうした悪循環を断ち切るために、経済運営の仕方を根本的に変えていく必要から、1990年度から実施されたのが経済構造調整(ESAP)である。しかし、計画期間1年を残すのみとなった94年末時点での評価は“期待通りではなかった”ということであろう。例えば、80年代に設備投資と合理化努力を等閑視し続けた結果、国営企業ZISCO(製鉄会社)は既に「経済的に生存不可能な状態」にあるという。しかし、社会的な影響を考えれば清算することもできず、同社への補助金支出は増大する一方である。また、財政赤字幅を、90年時点でGDPの10%を、95年までに5%へ縮小する目標であったが、それも到底実効不可能な状況である。

基本的に構造調整政策は、社会的弱者に厳しい措置を伴うものである。上記のような経済運営の失敗に加えて、社会的不平等が構想的に一向に是正されないことに対する国民の苛立ちが増大している。その典型は「現地化要求」(Indeginization とか Affirmative action 等と呼ばれている)である。これは、黒人市民の経営する零細中小企業に対する融資増大の要求、黒人職業人の出世を妨げている白人所有の大企業への反発、黒人市民への株式公開要求等々、都市部のインテリ層に対して非常にアピーリングであり、政治でもあるが、現状では、政府がこの問題に真面目に取り組むであろう、と期待している人はほとんどいない。

(2) 政治状況

独立以来、ZANU - PF (シンバブエ・アフリカ・民族同盟・愛国戦線)と、その指導者であるロバート・ムガベ氏(初め首相、87年憲法改正後から大統領・国家元首)が一貫して国政を支配してきた。同党の指導原理はマルクス・レーニン主義であり、ムガベ自身も熱心な社会主義者であるといわれている。しかし、独立後の諸政策は意外に穏健なものであった。国家再建のためには白人の知識・技能が不可欠であると考えたムガベ首相は、その協力を得るため白人のシンバブエ在留を奨励し、黒人と白人の融和政策を推し進め、経済・内政面では私有財産を補償し、資本主義的なシステムを温存したまま国造りを進める方針を採用した。外交面では非同盟主義を基調として、旧英連邦への復帰、OAU(アフリカ統一機構)及び国連などの国際機構へ加盟した。こうした政策は、欧米諸国の好感を呼び、81年の経済再建開発会議(ZIMCORD)では19億Zドルに上る経済援助を引き出すことに成功した(ただし、この経済援助のディスバースメント(支払実行)は予定を遅れて93年になって初めて、その一部が実行されたが、援助吸収能力の限度を理由に実際には40%以下が実行されたにすぎなかった)。

独立当初、英国の議会制度にならい二院制議会であったが、90年4月に一院制に移行した。また、独立当時の「ランカスター憲法」で決められた白人特別議席制(1議員が20票の特別投票権を持つ制度)は、87年末の憲法改正時に廃止された。国政選挙は、独立時の1980年とその後の85年、90年に計3回行われたが、90年選挙以降の政治勢力分布でが与党ZANU - PFが120選挙議席中116議席の圧倒的多数を占めている。この選挙による改選議席のほか、大統領が直接任命できる20議席がある。これには全国8州の州知事が8議席、村落共同体の酋長、それに白人議員が任命されており、白人閣僚が一部の重要ポストも占めている。総じて国民各層の意見が反映させられるシステムであるといわれている。

ソ連・東欧の共産主義の崩壊後、現在、遅ればせながら指導原理についての再評価が行われている。1990年代初頭より自らの政治経済的信条を「社会民主主義」であると注意深い態度で“その変化”を国民に知らせ始めているが、“社会民主主義が何を意味するか”についての

実のある議論はなされておらず、また、発表もされていない。なお、党政治局 (politburo) など社会主義政党としての組織は温存したままである。以下、最近の政治的トピックの一部を紹介する。

(土地の再分配問題)

土地問題は独立以来の政治問題である。現在、約5百万 ha. の商業的農地が土地台帳上にある。世銀の計算では、少なくとも3百万 ha. 程度を国が収容して黒人市民に再分配しても、商業的農業生産に影響は出ないであろうという。94年8月にムガベ大統領は「土地分配プログラムの推進を加速化する必要がある」と声明したが、これは95年3月の国政選挙用のジェスチャーにすぎないとみられている。その理由は、94/95年度予算の中に土地収用のための計上予算はわずかに26百Z\$ (3.1百万USD) であり、これは土地収用 (市価の1/3が支払対価) 必要総額の1%にすぎないからである。また、公的サービス委員会の出した土地問題を所管していた Department of Rural Development (DRD) を District Development Fund と合併させる勧告は大統領により94年9月に正式に否認されたが、既に先年の公務員削減計画で優秀なスタッフのほとんどがDRDを退職していることから、効果的な土地再分配を行う行政的能力もなく、また、政治的意図の衰退は明らかであるとみられている。95年3月の選挙後はDRDは解散させられ、問題の焦点は既に政府が収用した分の土地代金を援助国に求めてくると予想されている。(EIU94年4Q、及び95年1Q)

このところ注目されていたのは、94年7月に3人の白人農場主が高等裁判所に訴えていた「1992年土地収用法」の違憲裁判のゆくえであった。この3人の農場主は、国の土地収用の対象に自分達の土地が指定されたことを不服として裁判を起こしたのである。訴えの後、暫く公判は開かれななかったが、その後再開され3カ月の審理の後、裁判所は「今世紀初めにアフリカ人は補償なしで土地を失っており、また、独立後14年たった現在でも土地所有が著しく不平等である事実に鑑みて、土地収用は公共の利益に叶ったものである」として訴えを退けた。(EIU95年1Q)

現在、約4千8百人の商業的な農場主 (白人及び一部黒人) が国土の約1/3を所有しているが、これは彼らが降雨農地の59%、灌漑農地の84%を支配していることを意味する。約百万人の黒人農民は、国土の1/2を所有しているが、その約1/6は市街地と国立公園である。商業的農場を経営する黒人の数は、商業的農業主の総数の1/5に達するとの推算があり、また、Commercial Farmers' Union (CFU) によれば、現政権の閣僚の約半数がCFUの会員であるというが、1993/94年度の理事会メンバーには黒人は一人も入っていない。(EIU95年1Q)

1994年に国有農場に絡む醜聞が発覚した。これは、国民へ再分配されるはずであった多数

の国有農場が、不法に現政権の有力政治家や支持者にリース契約されていた事件である。事件発覚後、ムガベ大統領は新たなリース契約を全て破棄させた。しかし、94年9月のフィナンシャル・ガゼット紙に掲載された調査報告書により分かったことは、これらの不法なテナント達（政治家）は、「既に農地に大金を資本投下した」ことを理由に政治力を行使して土地の返還を拒否し、農業（土地・農業・水利）大臣も「農業生産を続けること」を条件に引き続き土地利用権を認めた。しかし、これと対照的な取扱いを受けたのが野党ZANU-Ndonga) 党首N. シトレ牧師である。もともと同氏は1970年代にZANU-PFの指導者の一人であったが、ムガベ氏に追われ、現在のムガベ大統領の政敵である。ハラレ郊外に約260ha. の農地を所有していたが、93年にその農地が国家収用されて、1,600人の小作人と共に追放処分を受けたのである。政府は「狭い土地に、かくも多くの小作人がいることは公害である」を収用理由としている。シトレ氏は、現在、政府に対し4百万Z\$の補償を求めているほか、国外で私兵を訓練していたとの疑惑を否定している。(EIU95年1Q)

(現地化要求の増大)

選挙の終盤戦において注目を浴びているのは「現地化キャンペーン」であり、選挙民の注意を政府の失敗から目を逸らす役目をしている。同キャンペーンを推進する2大グループは、現地人企業開発センター (Indigenous Business Development Center: IBDC) と Affirmative Action Group (AAC) である。AACは「黒人の復権に対する障害を取り除かなかつたり、また、合意できる価格で黒人投資家に株式を買わせない場合」その企業の製品の不買運動を起こすことを75の大企業へ書面で通知した。シンバブエ工業連盟 (CZI) は会員企業に対し、この要求を無視することを伝えた。CZIによれば、AACの主な標的の一つはオールド・ミューチュアル保険会社グループであり、同社には170人の執行社員がいるうち、白人社員はわずか9人にすぎないことを指摘している。別のBARD Discount House社では、昨年11月に2人の黒人執行社員が、「腑に落ちない理由」で退職した後、経営陣が100%白人になったことを認めている。政府が80%出資しているAstra Holdings社でさえ、ある黒人の専門職社員は「上級ポストの90%は白人によって占められていて、優秀な黒人社員をさしおいて白人社員が出世している」と主張している。アストラ社の株主であった南アのバーロウ・グループは、1987年にアストラから資本を撤退したが、政府系企業の民営化の一環として再度株主として復帰して経営権を取るかもしれないとの噂が最近、囁かれており、経済構造調整政策 (ESAP) の一環でアストラ社の経営権を再度白人の手に委ねることにより、わずかに現地化の実績（黒人社員の昇進）が上がっているのに、“また逆戻りさせられるのか”という黒人側の恐怖感を煽っている。政府系の新聞であるサンデイ・メールは94年後半に執拗な現地化キャンペーンを張っており、「白人達が国の白人支配の復活を企んでいる」と主張している。同

紙は昨年10月、「貧困層の犠牲の上に富裕層を利する経済体制は、必然的に黒人の犠牲の上に白人を裨益しようとするものである」と結論している。(EIU95年1Q)

(学生の反発)

シンバブエ大学学生代表者評議会のO. ムジングワ代表は、昨年10月にハラレ市内のナイトクラブを学生200人が襲った事件の後、「今後、白人の人種差別主義に対して広範なキャンペーンを展開する」と宣言した。標的としては、学校、レストラン、企業、そしてクラブが上げられている。(EIU95年1Q)

(社会主義についての大統領演説)

昨年9月、ハラレで開催されたZANU-PF党大会において、ムガベ大統領は8千人の歓呼の声を上げる代議員を前に演説し、「社会主義は、我々が忠誠を誓ったイデオロギーである。しかし、社会主義は我が民族の文化と歴史的経験、変わりゆく時代、そして我が国民の熱望に対して矛盾を生じないように再定義される必要がある」と述べた。多くの代議員は田舎から初めて都会に出て来た人々であり、「今後とも推進しなくてはならない不人気な経済調整政策から目を逸らすためのレトリックとして必要」との政治評論家のコメントがある。(EIU95年1Q)

(3) 経済状況

(経済成長)

独立以来、シンバブエ経済は主に農業生産の好不調により不規則な成長パターンを辿っている。1983年、87年、92年の旱魃時に経済はマイナス成長を記録した。一人当たりの実質所得のピークは1982年の472Z \$であるが、それは独立前の1974年556Z \$ (1980年不変価格) 以下である。1990年の一人当たり実質所得472Z \$は、1980年の438Z \$より、わずかに高いだけである。

(要素価格GDPの成長率の推移 (%): 1980年不変価格)

1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
11.0	13.0	1.4	-4.2	2.3	7.3	0.2	-0.7	5.3	3.5	5.0	4.9	-7.7

(要素価格一人当たり実績所得 (Z \$): 1980年不変価格)

1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
432	-	472	-	-	-	-	447	467	475	472	483	412

(国内総生産)

ジンバブエの国内総生産の内容は、周辺諸国と大いに異なっている。1970年以降、GDPの1/4以上は製造業が担っており、1992年時点では30%以上となっている。農業部門は、1991年でGDPの13%であり、その1/3は共同体所有の土地（黒人小作農）からの生産物である。1992年の農林部門のGDPシェアは22%である。独立後に著しく増加した“サービスその他”の項目は教育と保健医療関係の支出であり、1992/93年度の総財政支出の23%を占めた。

(要素価格生産GDP：経常価格)

	1987		1992	
	(MZ \$)	(%)	(MZ \$)	(%)
農 林 業	1,123	14.0	5,692	22.1
鉱 業	335	4.2	1,226	4.8
製 造 業	2,089	26.1	7,760	30.2
建 設 業	225	2.8	499	1.9
電 力 ・ 水	276	3.4	689	2.7
運 輸 ・ 通 信	671	8.4	1,865	7.3
流 通 ・ ホ テ ル	1,001	12.5	2,145	8.3
金 融 ・ 不 動 産	570	7.1	1,271	4.9
公 共 行 政	614	7.7	1,311	5.1
サ ー ビ ス ほ か	1,115	13.9	3,250	12.6
G D P 要 素 価 格	8,019	100.0	25,706	100.0

(要素価格生産GDP：1980年不変価格：MZ \$)

	1987	1992	年平均成長率
			(%)
農 林 業	472	427	-1.9
鉱 業	300	309	0.6
製 造 業	949	1,041	1.9
建 設 業	62	59	-1.0
電 力 ・ 水	123	132	1.4
運 輸 ・ 通 信	234	307	5.5
流 通 ・ ホ テ ル	428	481	2.3
サ ー ビ ス ほ か	1,426	1,616	2.5
計 算 銀 行 チ ャ ー ジ	-133	-88	-8.0
G D P 要 素 価 格	3,861	4,284	2.1

国内所得は賃金・給与所得と企業利益の比率が約60:40である。補助金は1982年にかけて急増し、その後、急減したが、また増大し、1980年代末になってようやく増加に歯止めがかかった。所得の海外支払いは独立以前は年間50百万Z\$程度であったが、1983年にはその5倍に増大した。1984年と1987年には強制的に削減されたが、その直後に、また下の水準に戻り、1989年の純要素支払額は538百万Z\$になった。

(支出国民総生産：経常価格)

	1984		1989	
	(MZ \$)	(%)	(MZ \$)	(%)
民間消費	3,746	60.3	6,807	53.8
政府消費	1,364	22.0	3,250	25.7
民間非営利	46	0.7	108	0.9
粗固定資本形成	1,185	19.1	2,402	19.0
純在庫投資	28	0.5	210	1.7
財・サービス輸出	1,708	27.5	4,142	32.7
財・サービス輸入	-1,673	-26.9	-3,731	-29.5
国内総生産	6,404	103.1	13,188	104.9
純海外要素支払い	-195	-3.1	-538	-4.3
国民総生産	6,209	100.0	12,650	100.0

投資比率の低さに懸念が増大している。1977年以前の投資水準は20-24%前後が普通であったが、以降、1982年と1983年を除いて20%以下の水準になっている。特に問題と見なされるのは直接的に生産的な部門の投資水準の低さである。1981年には製造業部門の投資は、粗固定資本形成の24%あったが、1982年1983年には、その比率は16%まで低下した。88年には25%に戻った。鉱業のシェアは1981年には16%であったが、88年には8%まで落ち込んでいる。反対に、電力・水部門では81年の6%から、88年には9%へ上昇している。同様に運輸・通信部門も81年の7%から、99年には8%へ上昇している。

民間消費のトレンドは所得水準のそれと軌を一にしている。1983年の民間消費は独立後一時的な所得上昇があったので説明がつく。1983年の消費に関していえば、生活必需品の割合が減少し、耐久消費材と電力及びサービス消費が増加した。同様のパターンが1985年のミニ・ブーム時にみられた。しかし、1987年以降、実質所得の減少が続いており、1989年に民間消費支出が53.8%であったのを最後に、如何なる統計数字も発表されていない。

(雇 用)

1991年に総雇用数はピーク1,242,500人を記録したが、これは1980年時点の23%増であ

る。1980年代は、余剰人員の減首が法律上禁じられていたので、雇用者数の変化はほとんどない。1991年に雇用に関する規制が緩和されると、年末までに約5.5万人（4.4%）の雇用減少がみられた。1980年代後半の失業増加数は年間4万人であった。これは新規学校卒業者の20%以下であるが、10年前と比較すると2倍の比率である。雇用問題の深刻さは総人口に対する世紀雇用者数の長期的趨勢をみれば明らかである。1965年時点でのこの比率は18.3%であったが、1974年には18.4%に増加したが、1991年には11.8%に減少している。経済構造調整による公務員の削減と早魃による影響を加えると1992年には更に急激な減少があったものと推測される。部門別の雇用数字をみると、1980年と1991年において最大の増加は教育部門であり、162%増加した。このほか増加した部門は、金融45%増、保健医療74%増、政府部門34%増である。反対に減少したのは、農業13%減、工業23%減、民間家庭サービス部門5%減である。

(部門別雇用数：千人：年間平均)

	1986	1991
農 林 業	275	304
鉱 業	55	51
製 造 業	177	205
建 設	47	81
電 力 ・ 水	8	9
運 輸 ・ 通 信	51	56
流 通 ・ ホ テ ル	81	101
金 融 ・ 不 動 産	15	18
公 共 行 政	91	95
教 育	96	110
保 健 医 療	22	27
民間家庭サービス	100	102
その他サービス	63	85
合 計	1,081	1,244

(賃金・物価)

UDI（一方的独立宣言時代）からずっと続いてきた広範な物価統制が、やっと廃止された。これは、90年から開始された経済構造調整政策の一環である。物価統制時代には、価格を上げたい企業が申請をしても、なかなか認められなかった。たまに価格上昇を認められても、それは原料や賃金コストが上昇してから相当後になってからであった。同様に賃金統制も行われ、年間賃金上昇率の上限が法律で規定されていた。例えば、1989年の場合、年間最大許容賃金引き上げ率は15%であり、年間所得5万Z\$以上の給与所得者には賃上げを許可しない

(0%の賃上げとなる)。そういうスライド制の計算表が規定されていた。しかし、多くの企業では職務基準を定義し直したり、あるいは見せかけの昇進を行って、この法律の裏を書いてきた。1987年には、一律の賃金凍結が行われ、翌年と翌翌年には一部解禁となり、1990年には物価と賃金の大幅な統制解除の政府発表があり、以降、賃金交渉は労使団体交渉によることが決定され、現在に至っている。

独立後、最低賃金の改定が何度かあり、1981年と82年には実質賃金の増加があったが、為替の大幅な切り下げと食料品補助金が廃止された83-84年には、これらの賃金上昇分はほぼ元の木阿弥となった。もし、1981年1月の最低産業賃金をインフレ調整したならば1991年には327Z\$になったはずだが、実際の最低賃金は232Z\$にすぎない、非産業賃金も同様に大幅なカットとなった。

政府はミルク、牛肉、パン、小麦粉、綿、大豆、南京豆などの価格をどんどん自由化しており、また、食料補助金もCheap Food Policyを廃止した1983年以降、実質減額されている。メイズ・ミール価格も食料補助金が廃止されて以来、1993年6月までに54%値上がりした。1993年の9月に、小麦粉価格の自由化が原因で、ハラレ市でパン暴動が起こった。

(4) 製造業の動向

ジンバブエの産業は、農業部門と鉱業部門が製造業部門とバランス良く発達していることが特徴であるが、ここでは、製造業だけを取り上げることにする。

ジンバブエはサブ・サハラ諸国中、最も統合された製造業部門を持ち、1970年頃からGDPの25%以上を占めるに至っている。最大規模の企業の売上は年間1億米ドル以上である。大多数の大企業は英国系、南ア系多国籍企業の子会社であるが、幾つかの大企業は政府系ないしは現地民間系の資本と経営によるものである。政府は、産業開発公社 (IDC: 今回調査にて面談記録あり) を経由して、かなり多数の企業マイノリティ出資をしているが、ジンバブエ製鉄会社 (ZISCO) 以外のケースでは、政府が資本・経営の両面において重要な機能を果たしている例はほとんどない。

(発展の歴史)

ジンバブエ製造業の発展の歴史は古く、既に1930年頃から相当の発達をみていた。これは、植民地政府が、輸入品と外資を抑えて地場資本による産業の保護育成に努力した結果である。1938年に当時の南部ローデシアにおいて最初の工業センサスが行われた。この年にローデシア鉄鋼会社が設立され、また、1942年にはローデシア鉄鋼委員会が設立された。工業センサスによれば、1930年代の終わりには鉄鋼業ばかりでなく、それ以外の製造業種も相当の発達をみており、国際標準産業分類のサブセクターごとに工業製品を輸出していたことが分かつ

ている。この当時、南部ローデシアのGDPの10%、正規雇用の7%、輸出品の8%が製造業部門により占められていたが、このデータは、1984年時点でのサブ・サハラ全体の70%の国で製造業GDPが10%以下であり、56%の国で工業製品輸出比率が10%以下であり、また40%以上の国で製造業部門雇用シェアが10%以下であったことを知れば、ジンバブエ（南部ローデシア）が如何に早くから工業化が進んだかが理解できる。

ジンバブエ製造業の飛躍期は幾つかあった。第二次大戦後、ローデシア・ニアサランド連邦時代の初期、そしてUDI（一方的独立宣言時代）の初期1967年から1975年までの時期である。1945年から1960年までの期間は外資の流入が活発であったが、以降は大体が資本流出一方である。

1965年から1982年の間に工業製品の数は600から6,000以上に増大した。国内で製造できる製品の同等物は完全に輸入禁止され、厳しい外貨割当制度があったので、スペア・パーツその他の供給不足にある工業製品の輸入代替製品の国内製造を始めることは非常な利益をもたらしたのである。加えて、南ア系企業は海外利益送金が禁止されていたので、外資系企業は国内への再投資を強制され、それが製品ラインの拡大、多角化につながった例が多い。こうした状況は概ねジンバブエ独立後も受け継がれた。もちろん、保護の程度には植民地政府との差異があり、利益送金上も自由と規制の間を行き来した経緯はある。こうした産業保護下での企業の効率は低いものであると一般には考えられがちであるが、実際は必ずしもそうではなく、予想された以上に効率的な生産形態であったことが世銀の調査報告書でも確認されている。しかし、やはり保護は企業の生産性の低下をもたらすことは事実であり、経済構造調整政策では保護の削減が行われている。

（生産動向）

1980年の工業生産高は2,301百万Z\$であり。1987年には6,831百万Z\$に上昇している。ボリューム・ベースでは1991年（1980年を100として143.0）まで、ずっと右肩上がりであったが、景気の後退した92年に130.0に下がった。最も重要な業種は金属・金属加工であり、UDI時代に繊維衣料を凌ぐ投資があった。1984-91年期間の成長業種は繊維衣料、化学である。金属・金属加工は89年と90年に大幅な伸びを示したが、80年代を通して大体1980年水準であった。

最近の純生産額（中間投入を除いたもの。付加価値と同じ。）データによると1983/84年（1981年のピークより8%生産減）の景気後退からの回復の兆しがみえる。1986年の純生産額は81年より実質で10%増、雇用は3%減であった。

1980年初期以降の低経済時代を通して工場の稼働率が低かったと思われるが、88/90年には稼働率は80%程度に回復したと推定される。これは、景気の回復にもかかわらず、相変わ

らず設備投資が低かった理由による。84年時点の消費財の国産品率は94%、投資の国産品率は76%であった。これらの輸入品率は当然低く、中間投入財の12%が輸入品であった。これらから類推すると、消費と投資における総合的輸入比率（直接間接投入を含んで）は20%と50%程度であったと思われる。自動車組立ての輸入比率は約60%、ローリー、バスなどはもっと低かったと思われる。したがって、ハイテクモノを除いて、工業製品は非常にバラエティーに富んだ生産をしていたことになる。

(製造業生産指数：1980 = 100)

	加重	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
食 品	135	125.6	131.2	129.7	131.5	144.1	147.2	150.1
飲料タバコ	104	95.6	107.9	117.3	113.9	129.9	133.8	134.3
織 維	101	190.4	196.2	202.7	208.2	216.6	226.2	176.5
衣料・靴	72	106.6	119.5	120.2	137.7	145.0	148.9	124.5
木材・家具	44	86.5	80.9	95.3	84.5	89.9	101.2	105.9
紙・印刷	61	121.5	119.2	121.4	131.7	136.6	147.3	143.0
化学・石油	125	121.8	119.3	130.8	146.0	158.8	159.4	138.1
非鉄金属	37	124.6	140.6	140.7	151.7	161.2	170.5	157.7
金属金属加工	288	98.2	95.1	100.4	106.2	111.4	113.5	100.6
輸送機器	21	98.8	83.8	103.6	147.4	146.6	142.8	141.0
そ の 他	12	62.8	60.3	74.1	83.1	48.9	47.9	39.4
合 計	1000	115.4	118.1	123.9	130.8	138.1	143.0	129.9

(主要業種)

総輸出の40%が工業製品であるが、その大半はフェロクロームと鉄鋼製品である。1980年代の初頭の主な輸出先は南アであり、主に繊維衣料及び電気機械であったが、総輸出額の3/4を輸出していた。しかし、その後、輸出インセンティブの採用と世銀からの輸出促進ローンが入ったお陰で工業製品の輸出に占める割合が増加したのみならず、輸出先も多様化した。また、工業の地域集中度であるが、首都ハラレ周辺48.1%（1986年数値）とブラワヨ25.4%に集中している。重工業はレッドクリフ6.4%、クウェクウェ6.4%、及びムタレ、コダマ、マスピングに1-4%程度集中している。

ジンバブエ鉄鋼会社（ZISCO）はクウェクウェにあり、生産能力は年産100万トンに近いが、通常70万トン程度の生産量である。国内消費量は10万トン程度。1992年には対前年比で23%の伸びがあり、銑鉄生産量が64.5万トンに達したが、国内需要は伸びず、また、93年には高炉の修理のため生産量がカットされたので経営危機に直面した。同社は1940年代に国営企業として設立され、1957年に民営化されたが、1970年代の経営危機に国の借款を取

り入れ、それがそのまま資本化されて結局、国営企業に逆戻りした経緯がある。1991/92年度の総売上は550百万Z\$（約102百万米\$）でわずかな利益が出た。膨大な累積赤字があり、赤字幅は毎年年間100百万Z\$にも達していた。89年から、リハビリテーション・拡張工事が総額25億Z\$を使って進行中である。

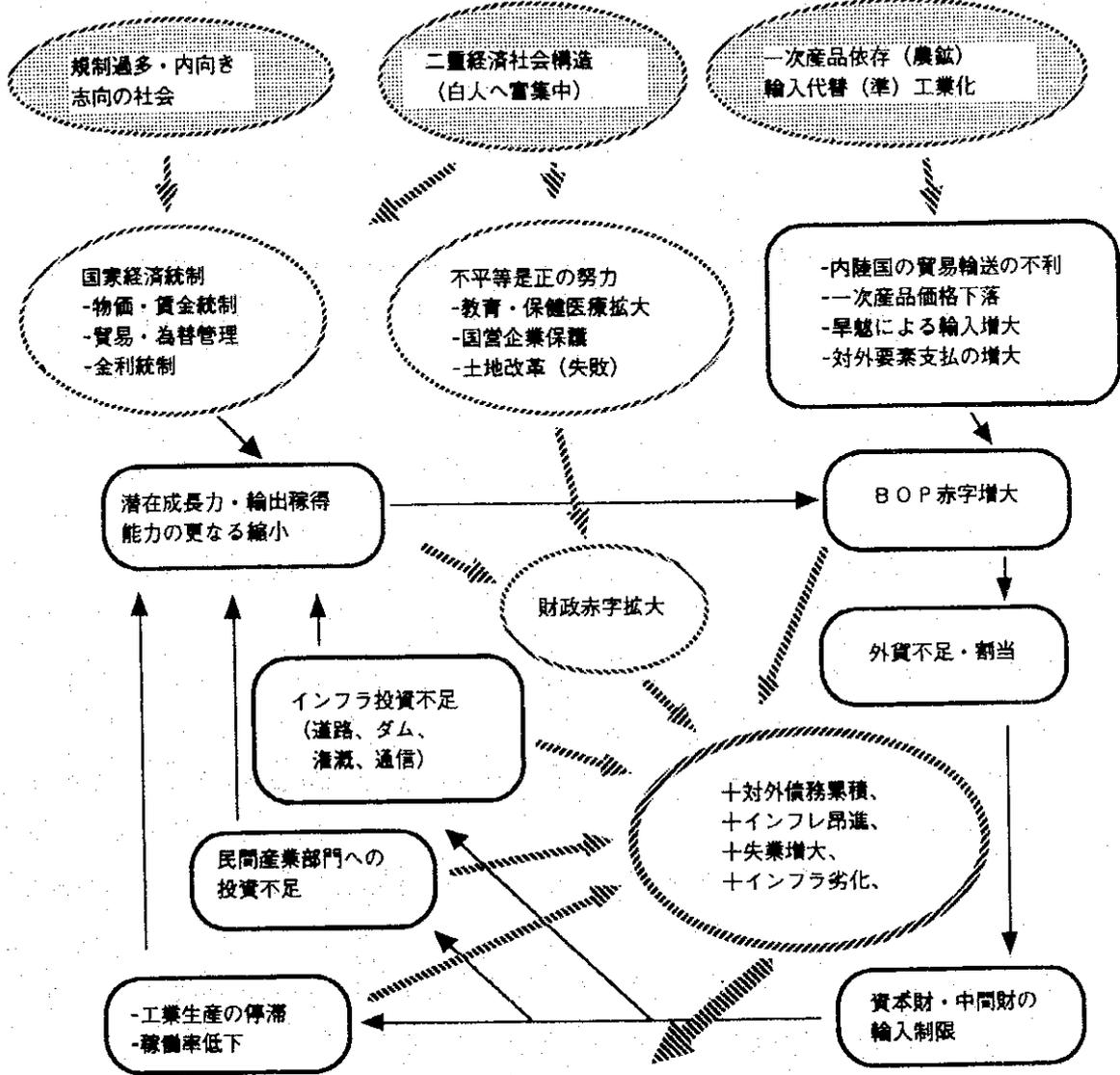
その他の大企業は以下の通り。ジンバブエ合金（フェロクロム輸出企業）；鉄道及び鉱山関係の重機械企業が多数；ダンロップ・ジンバブエ（タイヤ、チューブの独占企業）；乗用車・トラック組立て企業4社；ペーパー・パルプ1社；プラスチック製造企業数社。最大の単独企業はデルタ株式会社であり、下は南アの醸造会社（SAB）の100%出資であったが、現在は、国が1/3、SABが1/3のシェアを持っている。ビール、ソフト飲料のほかに、小売、家具製造、ホテルなども経営しており、1991/92年度の総売上（売上税含む）は12.6億Z\$、税前利益156百万Z\$を上げた。デービッド・ホワイトヘッド社は繊維産業を支配している。バタ社は靴製造を支配している。最大の純ジンバブエ企業はTA HOLDINGS社（持株会社）であるが、1991/92年度総売上は11.7億Z\$であった。傘下には自動車販売、食料品、電気、肥料、輸送、ホテル、小売などの企業を抱え、ハラレ証券取引所に株式を上場している。このほか、似たような持株会社にThomas Meikles Trustがあるが、非公開である。

（国家の産業介入）

1990年以前の政府の方針としては、製造業部門への国家介入を積極的に行おうとするものであった。これは、製菓企業のCAPSの場合のように政府が直接に出資する場合と、産業開発公社（IDC）を通して間接的に行う場合とがあった。また、ハインツ社（スープその他食料品の多国籍企業、政府は49%出資）の例にある通り、外資との合併事業へ資本参加する例もある。IDCの資本金は1988年時点で100百万Z\$であり、1991/92年の総売上は11.2億Z\$、税前利益133百万Z\$である。このほか、ジンバブエ開発公社（ZDC）も投資活動を行っており、また、ジンバブエ・ナショナル・ホールディングは与党が所有する投資会社もある。1990年以降、政府の介入姿勢は変化しているが、ZISCOを除く国有企業の成績が良いので、民営化には消極的な意見もある。

ジンバブエ (80-90年代前半) の社会経済構造の概念図

(植民地政府から受け継いだ"遺産")



経済構造調整政策 (ESAP) の必要性 (1990-1995)

- | | | |
|---------------|---|---------|
| 1. 財政赤字削減 | > | 失敗 |
| 商業化・民営化 | > | 不十分 |
| 国営企業への補助金削減 | > | 失敗 |
| 公務員削減 | > | 不十分 |
| 2. 物価・資金統制の廃止 | > | ほぼ成功 |
| 3. 貿易自由化 | > | ほぼ成功 |
| 4. 規制緩和 | > | これから |
| 5. 投資促進 | > | これから |
| 6. 土地改革 | > | やる気がない? |

現地化要求
indigenization

2. 協議結果

(1) JETRO ジンバブエ事務所

- ・選挙は来年3、4月頃と噂されている。
- ・モイ大統領の最近の動きは、国内問題を留守にして、外交に注力をしている感じである。
- ・今年は雨が少なく、メイズの播種ができないている。
- ・マクロ経済は、インフレ率年率25%、市中銀行の貸出金利35%、ZISCOへ補助金を垂れ流して、財政赤字が拡大中(92/93年度GDPの7.9%)である。この経済構造調整結果について、世銀/IMFも落胆している。
- ・一部の有識者は、経済構造調整政策で覚醒したが、政府の自助努力の姿勢が未だに明確でないのが最大の問題。この結果、民間部門が被害を受けており、鉱工業部門は資金不足で設備投資ができない状態にある。
- ・最近、発表されたジンバブエ工業連盟の製造企業への景況アンケート(94年3月-10月)結果では、94年前半は悪かったが、9、10月には多少良くなったとのことで、今後6カ月の見通しは“やや楽観的”。
- ・東南アジアにおける日本の貢献を羨ましく思っている。また、マレーシアを発展モデルにしたいと考えている。
- ・貿易と為替の自由化が相当に進んだ一方、輸出インセンティブ(輸出稼得の9%の割増)が廃止され、文句を言っている企業が多い。
- ・南アは、ジンバブエとの特惠貿易協定の改定に気乗り薄で、繊維製品はじめ多くの工業製品に高率関税をかけている。一方、南西アジアからの安い繊維製品が流入しており、当地の繊維会社3社が倒産した。当地企業は、価格統制や、外貨不足のせいもあり、更新設備投資を怠ってきた。競争力のないのは当然。
- ・JETROが本年5月に行った“QCセミナー”は大盛況であった。南ア製品の激しい流入で、企業の危機意識は高まっている。ポテトチップ工場を見学したことがあるが、現場のQCは相当遅れている。
- ・「現地化」(INDEGINIZATION)：当地の株式取引所に上場されている企業は全て白人資本である。この一部を黒人化し、さらに、黒人企業育成を求めるのが“現地化”要求である。地場銀行は、黒人企業へ融資をしない。人種差別があるというのが黒人側の主張で、新聞もこのことを取り上げる回数が増えている。人口1千万人の中で1%にも満たない7-8万人の白人が、今も経済実権を握っている。

圧倒的な多数派が、少数派に“人種差別されている”というのも奇妙な話だが、白人ももっと謙虚であるべきだ。独立以来、制度改革が何も行われなかったことの“つけ”が今きている。

(2) 大蔵省 (Ministry of Finance)

- (ア) ジンバブエの製造業は、長らく保護主義的な政策を取ってきたため、現在、古い技術と低い技能水準にあり、国際競争力がない。これを改革して、高品質の、価格競争力のある製品を製造して輸出するようにしなくてはならない。経済構造調整政策の導入以来、国を挙げてこの方向に努力を始めたところである。我が国の製造業が持つ制約条件や問題点等の詳しいことは、商工省、中小企業開発公社、商工会議所などで聞いて欲しい。
- (イ) 我々が望んでいるのは、農産物や鉱物資源などの国内資源をベースにした製造業の開発である。比較優位があると思うからである。
- (ウ) 中小企業の発展を阻んでいる各種の法律について、現在、見直し作業を進めている。
- (エ) 貿易自由化の一つはエピソードであるが、タイヤの輸入自由化の結果、廉価な輸入品が増大した。ジンバブエのタイヤ製造独占企業であるダンロップ・ジンバブエ社は政府に苦情を進呈、その結果、政府は一時的ではあるが、再度、輸入関税を引き上げることを決定した。競争力の強化のためには、大企業も中小企業も等しく、技術力、経営の仕方、生産性などの面で努力し、開放経済体制に対応すべきだ。
- (オ) 日本で中小企業を訪問した。見栄えのしない工場だったが、中に据え付けられた機械は最新式のものであった。説明を聞いて、技術力の高さに感心した。ジンバブエでも金属・金属加工分野での中小企業の発展が重要だと思う。
- (カ) EUがやろうとしている産業技術協力は、コッテージ産業育成である。例えば“籠作り”といった類のものである（軽蔑している様子）。EUは、寄合所帯であり、技術協力のコンセンサスを得ることが難しいようだ。
- (キ) 赤字補填としてZISCOへ400MZ \$を支出したが、他の公的企業部門は利益が上がっており、補助金は不要。

(3) 国家経済計画審議会 (National Economic Planning Commission)

- (ア) 当機関は、経済開発の総合調整を担当する政府各関係省庁の中心的存在である。各省庁から出される開発プログラムを審査・承認し、開発予算配分の決定権限を有する。經常予算については、大蔵省の管轄である。
- (イ) ジンバブエの国家会計年度は7月／6月である。各関係省庁から提出された開発プログラムは、12月、1月に当機関で審査を受け、2月に当機関がヒアリングを行った後、最終決定され、經常予算と合併される。
- (ウ) 当機関は、開発プログラム・プロジェクトのモニタリングとエバリュエーションの権限と責任を持つ。
- (エ) 当機関は、各ライン官庁の地域開発計画（プロビンス及びデストリクト）に対し経

済的にインプットを提供する権限と責任を持つ。

(オ) 以上が、当機関の一般的な機能と活動であるが、このほかに、現在、以下の二つのアドホック機能を果たしている。

(i) 中小企業開発特別委員会

関係8省の大臣によって構成される特別委員会で、首相に対する諮問機関。当機関の長(コミッショナー)が議長を務める。以下の四つのサブ・コミッティがあり、現在、彼らの原案を待っている状態。ジンバブエの製造業開発の未来は、中小企業育成の成否かかっているとの認識のもとに、中小企業開発の問題点と期待を以下のように認識している。

- (a) 潜在企業家の発掘と経営技術訓練
- (b) 中小企業発展を妨げている法律、政令、条例などの徹底的な見直し(露店商人の承認、住宅街での小規模工業の許可など)
- (c) 中小企業向け融資に関する政府と銀行に対する勧告
- (d) 中小企業マーケティング援助(海外、国内市場、下請情報の提供)

(ii) 公営部門企業の民営化に関する特別委員会

つい最近に発足した委員会。委員会の作業手順としては、

- a) 何故、この Parastatal は設立されたか? mandate を探す。
- b) その mandate は、現在も relevant なのか?
もし “no” なら、即、その parastatal を清算する。
もし “yes” なら、
- c) その parastatal の事業は民間部門で行えないか?
もし “no” なら、即、その parastatl を commrecializa する。
もし “yes” なら、
- d) privatiza する。

結果的に、parastatal は、A) 清算されるもの、B) commrecializa されるもの(農民に所得保証をするなど社会性を持つもの)、C) privatiza されるもの(純粋利益追求型)に3分類される。

-- commrecialization の例 (Grain Marketing Board)

-- privatization の例 (Cotten Marketing Board)

なお、commrecializa された企業は、会社法の適用される一般企業となり、特権(税金免除、優遇金利による融資など)は全て廃止される。最終的に民営化される企

業でも、第一手順は commercialization である。ここで間違いが発見されれば、手直しが効くので安全であるとの考え。

(4) 商工省 (Ministry of Industry & Commerce)

- (ア) 商工省は、対外貿易部、企業開発・消費者部、及び総務・財務部の3部 (Division) から構成されており、また、企業開発・消費者課は重工業課 (化学、紙・パルプ、金属及び金属加工、輸送機器、電気機械等)、軽工業課 (食品、飲料、繊維、木材、中小企業振興等)、政策調査課 (統計、消費者情報等) の3課 (Branch) に分かれている。
- (イ) 産業政策は、大企業に対するものと、中小企業に対するものとの二本立てである。産業政策上の目下の重点施策は、a) 半官半民企業 (Parastatal) の民営化、b) 産業の現地人化 (Indeginization)、c) 産業の地方分散、d) 国際競争力強化、などである。中小企業育成については、独立当初から中小企業に対する特別外貨割当などの配慮をしており、また、最近では白人企業が大企業を独占している現在の産業構造の是正策として、“産業の現地人化”を重視している。
- (ウ) 1984年に小企業開発公社 (SEDCO) を設立した。市場金利より2-3%程度低い優遇金利での融資のほかに、小企業育成の訓練を行っている。財政による小企業融資枠は、1992年に1億Z\$, 1994年に4億Z\$を設定したが、前者に関してはSEDCO及び商業銀行が、後者に関しては5商業銀行が、それぞれ融資窓口になっている。
- (エ) 1991年の、経済構造調整プログラム (Economic Structural Adjustment Program) の導入以来、一貫して、経済貿易自由化を推進してきており、現在までに2-3種類の製品を除く、他の全ての製品に関する価格統制の撤廃や、投資規制の撤廃などを実施した。
- (オ) 貿易自由化の結果として、輸出インセンティブの廃止 (94年1月: マイナスの影響)、外貨規制の廃止 (市中銀行で誰でも自由に外貨を購入できるようになった: プラスの影響)、賦課税の軽減 (従来20%が、現在10%へ、95年度中に廃止: プラスの影響)、輸入関税の軽減 (現在、10-30%) などが実施された。また、資本財に対する輸入関税の廃止は、当初、数品目に限定されていたが、94年の7月から全ての輸入資本財に拡大された。今のところ、国内の反対はないが、そのうちに資本財製造の国内企業から政府に苦情が出される可能性が大である。
- (カ) 同時に現在、半官半民会社への政府補助金の削減・廃止、及び民営化を推進中である。民営化には、特殊法人の一般法人化 (COMMERCIALIZATION) と、民有化 (PRIVATIZATION) の二段階があるが、GRAIN MARKETING BOARD は一般法人化され、COTTEN MARKETING BOARD と DAIRY MARKETING BOARD は、それぞれ民有化されて COTTEN COMPANY OF ZIMBABWE (94年7月) と COTTEN

COMPANY OF ZIMBABWE LIMITED (94年1月) となった。

(キ) 現在、ジンバブエの輸出製造業にとっての大問題は、南アが、ジンバブエとの間で1965年以来続けてきた特惠関税協定の更改に応じないことで、逆に輸入関税を大幅に引き上げたことである。ジンバブエが南アに輸出している繊維はじめ多くの工業製品の輸入関税率は、かつては15%であったが、現在は60%となり、大打撃を受けている。加えて、インド、中国をはじめ、東アジア諸国からの衣料品の輸入が急増中である。コーン・テキスタイル社が倒産したのは、以上の事情に加えて、従来、価格統制品であった綿・リントの価格が、価格自由化以降、“倍以上”になったことが原因である。ZISCOは、現在、高炉2基が運転休止しているが、このうち1基は中国へ注文した耐火煉瓦が入ってこないからである。

(ク) 中小企業の日下の問題は、a) 1991/92年の旱魃の影響で国内需要が冷え込んで中小企業が悪影響を受けたこと、b) 大きな政府財政赤字に由来する現在の国内金利の異常な高さ、c) インフラ整備が不十分であること、等である。インフラに関していえば、工場用地の不足問題があり、これに対応するために工場団地の整備や、インキュベーションを計画している。そのほか、電話回線の不足、電力の不足などが問題である。従来、環境配慮の観点等から中小企業の操業を制限する条例・法令があったが(例：住宅地での工場建設の不許可、あるいは露天商の禁止など)、現在、規制緩和の方向で検討作業が進行中であり、これが実現した場合、零細・中小企業者の事業機会が拡大すると思う。

(ケ) SEDCO (小企業開発公社：全額政府出資) は、商工省管轄下にあり、1985年以来、新規起業家への訓練と低利融資を行っているが、資金力が弱いことが問題(70-100Z\$)である。これを、補うためにPTA銀行と世銀が融資枠を設定したが、まだ不十分である。

IDC (産業開発公社：全額政府出資) は、商工省の管轄下にある民間投資アームであるが、SEDCOと違う点は、純商業ベースの投資(新規の民間製造業企業に対し4-5%の株式を取得)を行うことである。現在、手持ちのポート・フォリオのうちから、1-2社の株式を投資基金(ジンバブエ国内)へ売却することが検討されている。

ZDC (ジンバブエ開発公社：全額政府出資) は大蔵省の管轄下にある民間投資アームである。資本金はIDCより小さい。投資対象は製造業企業であり、IDCと競合している。

IBDC (現地企業開発公社) は、ジンバブエ政府の資本は一切入っていない純民間企業で、中小企業開発に関して政府への圧力団体として、非常に活発な活動をしている。資本金は、地元(黒人)会員企業とノルウェー(NORAD)、英国(ODA)、アイルランドなど政府開発援助機関からの寄金である。

NZCC (ジンバブエ商工会議所) も、中小企業育成のための活動をしている。

(5) エネルギー省 (Ministry of Energy)

(ア) エネルギー省は、石油・ガス・電気等の需給を管理しており、また、それらのエネルギーの規格に関しても所管している。

(イ) 同省では新エネルギーの開発・促進に対して関心を持っている。具体的な分野としては

① 工業分野における効率的なエネルギー管理技術

② 太陽エネルギーの利用

を挙げている。なお、②については専門家が1名、ドイツ技術協力会社 (GTZ) から派遣され、協力している。

(ウ) 1991年5月から3年間、ザンビアで実施された家庭燃料開発ミニプロジェクト (国内の粉炭等、未利用資源を用いて豆炭・七輪コンロを開発) を調査団側から紹介し、どのように考えるか尋ねた。これに対し、

① 石炭を用いたエネルギーは輸送コストが高くなること

② 現在は家庭用エネルギーとして太陽エネルギーの開発に力を入れていることを理由に、強い関心を示さなかった。

(6) 産業開発公社 (Industrial Development Corp. of Zimbabwe.: IDC)

(ア) IDCは、政府特殊法人である。1963年に設立されたが、その国家経済における役割と活動は、時代とともに大きな変遷があった。

・ 中央アフリカ連邦時代が終わった1963年に設立された当時の目的は、逃げ出そうとする白人企業の信用をつなぎ止めることにあった。

・ UDI (1965 - 80年) 時代になると、IDCは、貿易促進と輸入代替工業化戦略の一翼を担い、資本力、技術力、経営力が弱い民間部門に対して、共同出資 (マイノリティ) / 融資を行うとともに各種の技術援助を行い、その企業が軌道に乗った時点で出資分をパートナーに買い戻しさせることを目的としていた。しかし、パートナーに株式買い戻し資金が不足しており、仕方なく株式保有を続けた結果、ポートフォリオが増加した。

・ 1981年の独立後は、社会主義的な経済政策のもとで、産業国有化が政策原理となり、IDCは「国有持株会社」となった。また、投資対象も第二次産業ばかりでなくサービス産業へ拡大した。

・ 1989年の経済構造調整が始まると、また、IDCの機能は変化することになった。現在は、投資対象は製造業に限定され、その役割は、

(a) 新規創業への投資

(b) 産業拡大と近代化への貢献

(c) 中小企業の開発

(d) 技術力・経営力の育成・強化（プロジェクト分析・経営分析）

等である。

- (イ) 93年度末時点での総投資残高は134百万Z\$。ポートフォリオは、繊維・衣料と化学工業がそれぞれ29%、ガラス16%、紙製品・パルプ10%、穀物袋製造と金属加工がそれぞれ3%、家具、電子、機械及び火薬製造がそれぞれ2%、その他、非鉄金属、自動車組立て等、全部で16業種に及ぶ。
- (ウ) 中期的に利益の上がる製造業企業への株式投資を行う。また、投資先への融資も行うが、SEDCOのように、融資単独は行わない。法律上、IDCは、製造業であれば業種、業態を問わずに投資が行える。特殊法人であるので、大統領と議会の承認なしでは“決して潰れない会社”である。ただし、規定上、a) 民業と競合回避、b) 過半株式は取らないこと、c) 政治不干渉、d) 民間企業へオーバー・コミットメントをしないこと、等が厳しく定められている。
- (エ) 今後のジンバブエ製造業発展の鍵となる投資分野としては、a) 農林水産原料を起点とする化学工業、b) 鉱物資源加工／関連機械工業、c) 産業の拡大強化（中小企業開発や、新規創業への援助）。現在、検討中の新規投資案件としては、アンモニア製造（石炭原料）、砂糖／アルコール製造、コールタール／ベンゾール製造などである。
- (オ) 中小企業とは、黒人所有企業のことであり、中小企業育成の重要課題は、「黒人のメンタリティーを変えること」である。長く続いた植民地支配のもとで植え付けられた“諦観”を払拭した、優れた黒人起業家の卵を発見し、育成したい。黒人企業を優先すると、憲法違反になる惧れはあるが、歴史的事実を直視する必要がある。IDCは有能な黒人起業家への投融資を通じて、中小企業育成に努力中だが、SEDCOは我が国における中小企業育成のための法律上の主管者であり、この点で、当社と競合関係にある。投融資上の一つの問題点は、投資先企業の“会計上の透明性”の確保がIDCの投資の前提条件になるが、民間パートナーにとっては難しい問題である。
- (カ) JICAが、ジンバブエの中小企業育成に対して技術協力に乗り出すのなら、是非、IDCと組んで欲しい。当方は現地事情に詳しいし、JICAは優れた日本の技術を持っているのだから、両者が協力すれば成功の確率は高い。
- (キ) 国内市場が狭いことが問題とされているが、東南アジア、極東を見れば、国内市場の狭隘さにもかかわらず製造業が飛躍的な発展を遂げた国が多くあり、これは言いわけにならない。真の問題は、a) 技術力の低さ、b) 企業経営能力の弱さ、である。両方とも重要問題だが、強いて言えば、後者を、より重要と判断している。経営者訓練が、技術協力プロジェクトの主題となるべきだ。現在まで、ジンバブエ国内で経営者訓練に力を貸してく

れている機関としては、ジンバブエ大学、国立ブラワヨ科学工科大学などがあり、このほか、SEDCOでも短期コース/セミナーを行っている。また、貿易を通じて企業経営能力の強化・拡大が大切であることも認識している。

(7) 小企業開発公社 (Small Enterprise Development Corp. : SEDCO)

(ア) 当社は「歴史的な事実に起因するギャップを埋めること、すなわち、黒人企業開発」を目的として、1983年小企業開発公社のもと、1984年に政府100%出資により設立された。i) 経営技術訓練、ii) 起業家開発訓練、iii) 調査(新規事業プロファイルの作成を含む)、iv) 企業診断・指導、v) 技能訓練、vi) 融資などの事業を行っている。組織は、首都ハラレに本社があるほか、地方主要6都市に支店を置いている。小企業の定義は、固定資産額100万Z\$未満、あるいは従業員50人以下の企業である。

(イ) 経営技術訓練は、簿記、経営管理、生産・営業管理、資金管理、在庫管理、マーケティング、商業法規などのコースに分けられており、93年度は、全国6都市において合計58回実施され、936人が受講した。

(ウ) 起業家開発訓練 (Entrepreneurship Development Programme : EDP) は、当社の中心的な開発事業との位置付けである。プログラムは業種別に4種類(製造業、サービス業、建設業、農業・栽培業)あり、それぞれ予備教程 (Preparatory Workshop) と本教程 (Residential Session) から成る。全教程は4週間で終了する。コースでは、まず、創業希望者に対し、“事業経営を行うことの困難さ”を知らしめると同時に“勇気づけ”を行い、次に“ビジネス・コンセプトの明確化”を行い、最後に“ビジネス・プラン作成”までを指導する。そして、ビジネス・プランを評価して、創業資金(融資限度額は総事業資金の85%、残り15%は自己資金)を融資する。93年度は、全国4地域で、予備教程7回(受講者359人)、本教程3回(受講者55人)が実施された。

(エ) 調査業務としては、a) プロジェクト・プロファイル (PP) の作成、b) 下請情報ファイルの作成、その他の調査業務、を行っている。PPは、国内での事業機会を発掘し、その実施に必要な技術、設備、投資資金の概算、予想損益などの情報をひとまとめにした情報ファイルである。現在までに209件を作成した。PPは、開業を希望する者に情報提供し、興味を示した場合、上記の“起業家訓練コース”に参加させ、ビジネス・プランを作成させ、融資に結びつける。このほか、調査活動の一環として、ベンチャー・キャピタルの構想があり、現在、調査中である。

(注: PPはUNIDOがかなり大規模なものを持っており、途上国へ配布している。日本では、日本プラント協会が作成している)

(オ) ベンチャー・キャピタル(創業企業への株式:ハイリスク・ハイリターン)の投資だが、

米国に端を発し、現在、先進国、途上国を問わず世界中に拡大している：株式公開により
キャピタル・ゲインを得る投資手法）を発足させる準備を行っている。これは、カナダの
CIDAの援助申し出に基づいているが、現状では資金不足である。実績もないのに、こう
いうことを言うのもおかしいが、創業投資では、買い戻し条項付き（将来、事業が成功し
た場合、株式を相手に買い取らせる方式）とし、買い戻し価格は、ケース・バイ・ケース
（on its own merits）で決めたいと思う。例えば、当該企業の業績が損益分岐点程度
であればプレミアは付けないが、企業価値が上がっていれば多少のプレミア（キャピタ
ル・ゲイン）を取りたい。

- (カ) 融資先企業への経営診断・工場診断及び指導を行っている。診断と指導に当たるのは、
a) 当事業団の専門職職員、b) 地元の退職有識者、c) 国際的なボランティア等である。
c) の範疇の協力は、a) と b) の手に負えない範疇の知識、技能、経験が必要とされる技
術が必要とされる場合であり、現在までに、British Executive Service (英国)、アメ
リカ、カナダ、その他の国の退職者によるボランティアが協力してくれている。技術的に
多岐にわたる製造業の中小企業の診断と指導は、個別具体的な専門家の協力が不可欠であ
り、日本からも、既に一線を引退した退職技術者、企業経営経験者の協力が得られれば、
本当にありがたい。この診断／指導事業は、現在までに82件あった。このほか、小企業
指導に当たる当公社職員の研修や、融資先企業への財務諸表作成サービスも行っている。
- (キ) 技能向上訓練は、既存の貸出先企業、大学・専門学校等、公的・私的な機関に委嘱して
行っている。ハラレ大学工学部、ブラワヨ工業単科大学、ハラレ高等専門学校、その他の
工業単科大学等の協力を得ているほか、品質管理ではBritish Oxygen が協力してくれ
ている。技術向上訓練に参加させる場合、受講料は全額、受講者の個人負担か、最低でも
5割負担を規則としている。無料受講 (Free lunch) は許さない。当公社の事業開始以
来、現在までに800名が受講している。去年の実績では、記憶している限りでは、自動
車修理62名、縫製12 - 17名、溶接?名、自動車保守等がある。

(ク) “COMMON SERVICE CENTER” 構想

上記 (キ) の技能向上訓練の場所として、同時に、自費では機械設備を買えない小企業
業者の試験的工場 (インキュベーション工場) としてCOMMON SERVICE CENTER
を建設したい。同センターには、i) 金属加工、ii) 木工、iii) サービス・修理技術など
基盤的な技能の移植を目的とした工作機械、鍛造設備、溶接機械、木工機械等を設置し、
a) 機械操作の訓練と、b) 実際に製品を作る事業者に設備機器の“時間貸し”を行いた
い。現在、F/Sが進行している。計画としては、95年末に最初のセンター“中央COMMON
SERVICE CENTER”を作り、その後、各地に展開したい。構想の実現は、a) ハラレ
市の土地無償提供、b) 土地造成・建屋建設・設備機器購入資金の入手が前提となるが、

現在、不確定である。

(ケ) 当社の融資限度額は、プロジェクト1件当たり当初10万Z\$、30万Z\$、50万Z\$と次第に増大し、現在は、先にも述べたように100万Z\$である。ただし、商業の場合の最高限度額は50万Z\$である。優先的な融資分野は、a) 製造業、b) 商業（卸・小売）、c) 建設業、d) サービス（運輸、ホテル経営、レストラン等）である。このほか、取扱いがハッキリしないのは漁業、養殖である。94年央現在、融資残高は1億5千万Z\$、融資企業数は2千社である。当事業団の支部は、現在、6州都（プロビンス）にあり、将来は、少なくとも各州都に1カ所設けたい。

(コ) 中小企業融資のタイプについて

(i) 短期資金（運転資金：返済期間3年以内）、(ii) 中期資金（機械等設備資金：返済期間5年以内）(iii) 長期資金（工場建設等の建設資金：返済期間10年以内）。元本返済開始猶予期間（グレース・ピリオド）は、最短3カ月、最長24カ月である。金利は、都市部のプロジェクトで年率25%、地方部のプロジェクトで年率20%である。（市中貸出金利は30%強）。企業規模の大小では、金利の差をつけない。企業所有形態は、会社形態（株式会社など）、協同組合、パートナーシップ、個人所有（プロプライエーター）のいずれであってもよい。融資残高のセクター内訳は、年次報告を参照願う。

(サ) 以上のほかに、零細企業融資（microfinancing）がある。零細企業融資は、グループ・レンディングである。

(シ) 中小企業の投資インセンティブ

税制の問題は、政府の問題で、当社は無関係。ただし、知るところを言えば、地方の特定地域（growth pole）への投資は税制上の優遇を受けられる。企業規模の大小では、差はつかない。ただし、零細・小規模企業への優遇税制が議論されたことはある。当事業団の融資でも、企業規模の大小では“金利差がない”は、前に述べた通りである。

(ス) 中小企業育成の問題点：

当国の中小企業の基本的な問題は、(a) 技術力不足、(b) 資金不足、(c) 全ての基本的経営管理技能（特に深刻なのは、原価見積・管理ができないことで、製造業だけでなく建設業でも同様である）。当社の融資担当者は、貸し金の返済管理だけでなく、貸出先の事業運営の指導・監督で、かけ回っている現状、このほか、痛感している貸出先企業の弱点はマーケティングで、輸出市場のことが、まるで分かっていないことである。

中小企業育成の最大の問題は、一言で言えば、“起業家魂を育てる文化の欠如”である。このため、起業家を希望する人に対して、質問状を与えて、“自分は果たして起業家たる器量があるかどうかの自己チェック”を行わせている。同時に、“企業経営者の自己改革、企業の継続的な経営改革の必要性が分かっていない”ことも問題である。

(セ) 経済構造調整は、企業経営者に危機と機会の両方を与えている。危機に対しては挑戦しなくてはならないし、機会にはリスク覚悟で挑戦すべきである。従来の産業保護政策で得をしていたのは、大企業だけだった。中小企業は、過去も保護されてこなかった。その意味で、中小企業の将来は楽観的に考えたい。

(ソ) 海外からの技術協力を何を望むのか？

- 零細・小企業が支払える範囲の謝礼で働いてくれる経営・技術コンサルタント（退職者：シルバー・ボランティア）による経営・工場の診断と指導
- 輸出グレードの品質が造れる体制の整備（QC）への協力
- 下請情報、購買情報、市場情報などのデータベースの整備への協力
- ジンバブエ中小企業社長の東南アジア、極東の中小企業への研修旅行への協力
- コモン・サービス・センターの機器整備への協力
- 国際的下請ネットワークの整備への協力

(8) ジンバブエ商工会議所（Zimbabwe National Chamber of Commerce：ZNCC）

(ア) 当商工会議所は今年、創立100周年目である。全国統一組織であり、ハラレのほか、ブラワヨ、ムタレ、マシゴなど支部を置く。法人会員数は2千社だが、個人会員も多い（約3千人）。Anglo - American社のように流通、鉱業などに複数の企業を持つ大企業から零細個人企業までが会員であり、製造業、サービス業、交通運輸、不動産業など、この国のほぼ全業種をカバーしている。主な役割としては、会員の利益を代表して政府に意見具申を行うこと、会報・出版物発行を通じての情報提供、中小企業セミナー、その他会員の親睦を図ること、等である。

(イ) ジンバブエの政治家や産業人は、この国の発展は“工業立国しかありえない”と考え、いろいろの試みをしてきたが、不幸にも失敗した。その理由は、政府の干渉主義にあった。外国投資は現地との合併が条件であったし、配当・使用料などの外国送金制限や外貨割当制度、外国人技術者・経営者の雇用制限などが投資を阻んできた。しかし、経済構造調整の結果、外国人投資家のジンバブエ企業の株式取得（ただし、発行済株式の25%まで）、直接投資受入れ、利益送金、外貨購入、外国人雇用、外貨預金など全ての面で自由化が達成されたので、現在は、以前より、幾らか明るい見通しを持っている。

(ウ) 現在の問題は、国内金利が禁止的（年率30%前後）に高いことで、大企業も、中小企業も設備投資、運転資金に窮している。したがって、製造業の拡大は、外国直接投資に依存するほかないが、これがほとんど入ってこない現状（例外は、豪州企業の鉱山出資12億Z\$、ハインツ社の0.5億Z\$）である。大統領も、何度となく海外での投資促進セミナーに足を運んでいるが、反応がない。投資インセンティブの拡大と、上場株式の外国人

取得限度の拡大が必要である。また、アフリカというと、内戦と飢餓のことしか報道されないで、イメージ的に損をしている。

(エ) 中小企業は、資本回転率を重視するために、ほとんどが商業に集中している。商工会議所としては、現在、インフォーマル部門にある少数の製造業者を“産業インキュベーター”プログラムを行って、大企業の下請企業にしようと努力中である。

これらに関しては、海外から以下の協力を得ている。

(a) Commonwealth Secretariat の派遣専門家による「輸出貿易実務コース」

1993年以来行っているが、現在までに100人以上が受講しており、成功だったと判断している。このコースは95年末で終了する。

(b) フレデリック・ナウマン基金(独)から当会議所の“Small Business Support Unit”に対する人とモノの協力

(c) 米平和部隊のボランティアの協力

(d) 米、Center for International Private Enterprises からの協力(実現せず)

(オ) その他、南部アフリカ関係情報など：

—南アの民主化により、輸出市場での競争が激しくなると危惧している。

—南アに次ぐ第二の貿易相手国であるボツワナとの間で、自由貿易協定(1955年締結)の“25%原産地ルールに関する条項”の解釈で問題が起きている。

外貨取引規制のあった頃にジンバブエからボツワナに進出した企業が戻ってくる可能性があるかと期待している。

—政府は輸出加工区を推進中だが、出遅れであり、また、もともと内陸国のジンバブエには不向きだと思う。

—モザンビークに繋がるパイプライン、鉄道、道路の警備のために1万2千人の軍隊が派遣されていたが、帰還した。しかし、未だに治安状態が極度に悪い。また、ベイラ港の効率も悪い。しかし、南アの港は遠い(ダーバンまで1千8百キロ、ポートエリザベスまで2千キロ、ケープタウンまで3千キロ)。

(9) ジンバブエ標準協会(Standards Association of Zimbabwe: SAZ)

(ア) 当協会は、1957年に結成され、1960年に正式に認可されたジンバブエ会社法上の非営利民間法人格を持つ、国家標準協議会である。ジンバブエ商工省の徴収する標準開発税(Standards Development Levy)基金からの補助金(60%)と、SAZSマーク認証料、試験検査料、刊行物の販売収入(40%)等を収入源に運営されている。

(イ) 当協会の機能は、

- (a) 国家標準の制定・普及による標準化の促進
- (b) 原料／製品の試験・検査サービス
- (c) SAZSマーク認証制度の運営
- (d) ISO9000シリーズ品質システムと登録制度の運営
- (e) 標準 (ISO、BS：英国標準、SABS：南ア標準など全世界の標準を含む) 情報・図書サービスの運営

等である。

(ウ) 当協会は、a) 総会 (最高決議機関：中央政府、地方政府、学者・技術者の協会、農・商・工業・消費者団体等8省庁、30団体を代表する委員48名で構成)、b) 常任委員会 (11名)、c) 専門部会、d) 技術委員会、等から構成される。組織は、i) 品質保証・標準部、ii) 標準作成部、iii) 情報センター、iv) 財務・総務部、v) 化学・食品・繊維部、vi) 機械部その他等のハラレ本部組織と (試験所併設)、ブラワヨ支部 (試験所併設)、ムタレ支部 (試験所併設) 等より構成される。

(エ) 制定されたジンバブエ標準協会標準 (SAZS) 数は、現在約400。独自に制定したもの (25%) のほか、BS、SABS、ISO等から準用したもの (75%) がある。品質システムISO9000では南アに一步譲るものの、それ以外の標準ではジンバブエ国家標準を今後とも維持する。安全・衛生関連規格は拘束力を持つが (実際は、輸入品に対しては無力である)、他は勸奨規格である。

(オ) 92/93年度には、SAZSの原案作成のために、安全・衛生、建築・土木、機械、電気、その他の各部会のもとに、政府、業界団体、学識経験者など290人の委員によって構成される25の技術委員会が、合計70回の会合を持った。これは、対前年度比7割強の増加である。この結果、108の標準原案が作成され、うち56は来年度に持ち越された。また、本年度中に合計44の標準が刊行されたが、その内訳は、

- ・新規11、改訂23、再版10；
- ・安全・衛生32、土建4、機械2、電気3、その他；
- ・規格18、試験法23、作業標準・施行標準2・その他1；

である。

(カ) SAZAマーク認証を受けた企業数は約150社。定期的な製品試験のほか、月2回の工場立ち入り検査を行っている。

(キ) 1990年にSAZはISOに加盟し、同年、ISO9000に対応するSAZ300を制定した。SAZでは、ISO9001から9004までがSAZ300PART1、2、3、4に対応し、これにジンバブエ向けの解説部分としてPART5とPART6を独自に追加、これらPARTS1-6を1巻に

収めた。また、品質システム用語集をSAZ301にまとめた。本年7月の新ISOに対応して、現在、新シリーズSAZS ISO9000を準備中である。ASSESSORは2名（英国規格協会にて認定）、追加1名（南ア標準庁にて認定）が予定されている。また、SAZは南ア標準庁との契約で、南ア品質マークの代行認証機関である。ジンバブエでは、SAZ300登録の前提条件として、SAZ認証を受けることを要求している。現在、ジンバブエ国内企業60社がSAZ登録を準備中である。ノルウェーの援助機関DNVがSADC加盟国に対し品質管理・品質保証のプロジェクトを援助している。

- (ク) ジンバブエの計量校正能力は、現在、電氣量を除いてほぼ皆無である。このため、国連とドイツ等の援助による計量研究所設立の計画があり、現在、その詰め段階にある。日本からの技術援助では、品質管理・システムに関係する研修と、工業試験所への試験・検査機器の供与を期待したい。（早速にも、要請を出す様子）

(10) 現地企業会議 (Indigenous Business Development Council : IBDC)

- (ア) 会員数約5千人を持つ、黒人企業振興に役立つ経済社会政策の実現を求める圧力団体であり、また、会員企業に対し各種の支援活動を行っている。ジンバブエは独立以来、白人企業への融和策を取ってきたが、経済的独立宣言をし忘れている。経済の98%は白人の手中にある。このために一つのエピソードであるが、黒人農民が肥料を買いに行っても、白人企業が買い占めているために肥料が買えないという事情がある。また、銀行から融資が受けられない。人種差別である。

- (イ) 経済の現地人化（黒人化）を推進するために、議会へ代表を送るように運動を始めている。目標として、10年以内に国内経済の70%を黒人の手中に収めたい。具体的には、黒人起業家の進出を妨げている法律の改正、銀行法の改正による黒人企業への融資拡大とか、黒人への職業訓練（経営と技術）の拡大を求めてゆく。

- (ウ) SEDCO（小企業開発公社）についての批判としては、資金量が少ないこと、教育訓練（4週間の起業家開発訓練）が不十分であること、経済構造調整で悪影響を受けた中小企業に対するアフターケアができていないこと、等である。こうしたことで、貸付先が2千社あると言っているが、相当数が倒産している。

Ⅲ. ケニアにおける調査結果

ケニアは、アフリカ諸国の中では割合に整備されたインフラを持ち、産業も農業、工業、サービス業などに多様化し、比較的バランスが取れた構成となっている。ケニアは今、輸入代替産業から輸出工業化へ移行する過渡期にある。また、経済は従来コーヒー、紅茶、石油製品などの一次製品の輸出に強く依存していたが、近年は、こうした伝統的輸出品から、もう一步進めて、切り花を含む他の非伝統的輸出品の育成と輸出振興を図ることを重点課題としている。

ケニアでは目下、経済が構造調整下であり、自由化の波が諸産業に影響を及ぼしている。同調整計画に基づく、経済自由化により、諸産業、特に製造業は一気に厳しい国際競争にさらされることとなった。その結果、これまでの製品の品質水準では国際競争力を欠き、国内市場を失いかけている企業もある。こうした状況のもとで、欧米や日本向けに輸出を伸ばすには相当の工夫と努力を要する。そのためには、先進国から新しい技術を導入し、生産性の向上を図ることが不可欠といえよう。そこで、ケニアの輸出強化のために、必要な技術やノウハウに欠けるケニアの産業資本家は、ケニア政府ともども日本の協力を強い期待を寄せている。

ケニア経済は独立以来、アフリカ化政策により土着化がかなり進んでいる。しかし、欧米系の多国籍企業は依然としてケニア経済に最も大きな影響を及ぼしており、それがGDPに占める割合が25%に達する。一方、アジア系資本のプレゼンスの大きさが、ケニア経済を語る場合に、よく引き合いに出され強調される。しかし、アジア系資本がケニアのGDPに占める割合は、わずか7.5~8.0%にすぎない、彼らは製造業のうち金属産業や繊維産業を支配しているといわれるが、その多くが中規模企業である。それにもかかわらず、ときどきの為政者がアジア系の影響力の大きさを国民に誇張して伝え、政府に対する国民の不満をそらしたり、ナショナリズムをアジア系に向けさせたり、政治的に利用することが過去に幾度か、あった。

ケニアのGDP全体の過半(67.5~64%)を掌握しているのは、実は、土着のアフリカ系資本である。また、アジア系といっても、20世紀初めから今日までの1世紀に近い間に、3~4代にわたりケニアに住み着き、土着文化に溶け込んでおり、既にケニアの国籍を持つ者が多い。

ケニアに輸出振興の技術やノウハウを伝えることは、確かに欧米系の多国籍企業やアジア系資本を利する面もあるが、ケニア経済の過半を握る土着の輸出業者にも大きな利益をもたらすことは間違いない。また、相手が内国資本か否かを問わず、輸出振興の技術やノウハウを伝えることは、ケニア輸出関連企業全体を伸ばし、土着のケニア人の雇用を増進させ、ひいては国全体の産業発展をもたらすだろう。

こうした理由から、我が国は土着の製造業者や輸出業者のみならず、アジア系資本(その多くは既に土着化している)とも連携、協力し、あるいは彼らを積極的に活用し、技術、輸出、経営な

どのノウハウを伝えることにより、ケニア経済の強化・発展に寄与してゆくべきであろう。

そういう意味において、今回の JICA ミッションのケニア訪問は、まことに時宜にかなったものであり、ケニア輸出振興への JICA のプロ技協力は極めて有望かつ有効であると考えている。

1. ケニアの概況

(1) 貿易・投資の概況 (1993年)

(ア) 貿易概況

(a) 過去最高の紅茶輸出

ケニア通関統計によれば、93年の輸出総額(貴金属を除く)は724億シリング(前年比111%増)、輸入総額は1,101億シリング(同63.6%増)であるが、これは為替切り下げの影響であり、ドルベースでみると、輸出が12億4,000万ドルで前年比16%増加したのに対し、輸入は4億7,000万ドルで同10%の減少となった。貿易赤字は90年をピークに減少傾向にあったが、93年は為替調整の効果により前年の8億2,900万ドルから4億6,700万ドルへと大きく改善した。

最大の輸出作物の紅茶は、輸出量で過去最高の18万8,000トン(同13%増)、金額では3億2,190万ドル(同9.2%増)を記録した。これは生産量がこれまでの最高値の91年の水準を更に上回る21万5,000トン(同13.6%増)を記録し、また、新規市場を含め海外の需要が順調に伸びたためである。一方、89年以降国際価格が低迷していたコーヒーは、輸出数量規制の復活の動きを受けて価格が回復してきたため、輸出は8万8,000トン(同12.8%増)、約1億9,000万ドル(同48.6%増)に回復し、石油製品に代わり第2位の地位を3年ぶりに取り戻した。第3位は、園芸作物及び、その加工品で、特に生鮮園芸作物(果物、野菜、切り花)の輸出は欧州を中心に近年順調に拡大している。このうち切り花には投資も活発に行われており、輸出量2万3,646トン(前年比19.4%増)と高い伸びを示した。このほか、輸出額が伸びた品目としては、鉄鋼、セメント、飲料などであり、これらは東南部アフリカ諸国を中心に近年拡大している。これら非伝統的な製品の輸出拡大の背景には、大幅な為替調整による輸出競争力の強化、外貨留保口座制度の導入など為替管理の緩和による輸出意欲の高揚、貿易自由化政策による輸入品との国内市場での競争激化により輸出志向への方向転換を余儀なくされたこと、などがある。このほか、石油製品輸出は隣国のウガンダ、タンザニアの景気回復により安定的に伸びた。

輸入は、全体の2割近くを占める原油及び自動車ドルベースでそれぞれ8%、2.5%の減少となった。小麦は生産不足のため前年の約3倍に当たる31万トン輸入されたが、前年に旱魃で、86年以来の輸入となったメイズは97%減の1万3,000トンの輸入

にとどまった。通信機器はこの分野の援助が谷間に入ったことから大幅に減少している。一方、輸入自由化により医薬品(9,400万ドル、前年比5%増)及び繊維製品(3,418万ドル、同102%増)が拡大傾向にある。

(b) 輸出入とも減少した対日貿易

日本側統計によれば、93年の日本のケニアへの輸出は1億4,788万ドル(前年比15.7%減)、日本のケニアからの輸入は1,988万ドル(同10.9%減)であり、対ケニア貿易黒字は1億2,800万ドル(同16.4%減)へと減少した。

日本のケニアからの主な輸入品には、ビクトリア湖産ナイルパーチを中心とする切り身魚(全輸入額に占めるシェアは18.8%、前年比30.3%減)、マカデミアナッツ(同15.6%、26.5%減)、コーヒー(同14.5%、37.6%増)、マグロ(同10.3%、55.5%増)、サイザル麻(同7.7%、13.4%増)、紅茶(同4.9%、15.2%減)、アルミニウムの半製品(同0.8%、90.1%減)などがある。日本が93年に輸入した、アカデミアナッツの43%、サオザル麻の96.0%がケニアからのもので、日本はケニアにとって最大の輸出相手国であるとともに、日本にとっても同国が最大の輸入相手国となっている。

一方、日本の輸出は乗用車、トラック、バスなどの輸送機械(全輸出額に占めるシェアは42.5%、前年比10.6%減)、鉄鋼など金属製品(同18.3%、23.7%減)、通信機器などを含む電気機械(同13.9%、42.4%減)、一般機械(同10.1%、11.0%増)など。これらの全品目で総輸出の8割強を占めた。輸送機械、鉄鋼の輸出減少はケニア経済の低迷が主因とみられる。

近年の日本の対ケニア輸出の減少傾向は、円高要因もあるが、むしろケニアにおける外国援助の減少、経済の低迷、為替の大幅下落など、構造調整の推進に負うところが大きいとみられる。近年の対ケニア輸入が大幅に変化する傾向が強いのは、ケニアからの主要輸入品が農水産物であり、供給が不安定であること、金属加工品、ほたる石など、他の供給国との競争関係で調達先が変わりやすいという供給構造によるものとみられる。

(イ) 投資概況

投資促進センターによれば、外資を含む投資申請件数は92年に98件、93年1月から10月までで58件あった。部門別では民間部門が4.9%、公共部門では14.1%、それぞれ前年に比べ減少した。

政府は第6次5カ年国家開発計画(1989~93年)で商工業部門を中心に輸入自由化、輸出振興、投資促進を図ってきた。ところが、輸入自由化で既存の製造業は厳しい国際競争の波にさらされている。なかでも打撃を受けた業種の一つが自動車組立産業である。最

盛期の90年には年間の国内需要1万8,000台のうち約1万4,000台を国内組立生産していた。しかし91年以降、為替切り下げによる組立用部品の輸入コストの上昇、関税率引き下げによる輸入完成車との競争激化、そして輸入ライセンス廃止に伴う中古車輸入の自由化による輸入自動車に押され、93年の国内組立生産は推定で約4,000台に激減した。

しかし、93年10月以降、国際機関の一部では政治及び経済社会での民主化が達成されれば、投資環境が改善されると見始めている。そして、世銀が主導している民間企業への輸出支援計画をはじめとして、日欧米による中堅企業育成のための人材開発や中小企業育成プロジェクトなどの実施もまた投資活発化の誘因と見なしている。

(a) 拡大する輸出加工区の恩典

輸出加工区制度(90年10月に導入)では、法人税の10年間控除、続く10年間の法人税を20%に据え置き(既存工業地区で現行35%)、資本財輸入時の関税免除など税制面での変化はなかったが、93/94年度から、輸出加工区に進出できる事業活動の範囲を、これまでの製造業に加え製造品輸出に直接関連するコンサルタント業やサービス業へ拡大した。

政府による輸出加工区はナイロビから20キロ東にあるアティリバー(Athi River)地区(総面積292ヘクタール)の建設が第二世銀の援助で実施された。第1フェーズ(93ヘクタール)は世界銀行(1億ドル融資)とアフリカ開発銀行の資金援助で91年末に着工され、93年6月までに給水設備(タンク及びパイプライン)が完工した。

輸出加工区庁によれば、93年10月までに第1フェーズに対して25社の入居申し込みがあり、このうち既に6社の申込みが許可された。入居を申し出た企業の業種は、食品加工、医薬品、繊維、印刷、電気機器などで、英国やアジアの外資系企業が含まれている。しかし、国営モンバサ輸出加工区については、94年1月現在、まだ計画の域を出ていない。一方、ナイロビ近郊と地方で2企業(印刷、繊維)が、それぞれ単独で輸出加工区を造成し、製品を輸出する計画を進めている。

また、輸出企業が輸入する原材料などの関税・付加価値税を免除する保税加工区制度のもとで、これまで既に21の企業が操業を開始した。93/94年度から、この制度のもとで生産される製品について、通常関税及び付加価値税に2.5%の調整税を付加して国内販売ができるようになったことが特筆される。

(b) 撤退続く日系企業

日本からの直接投資(大蔵省届け出ベース)は、51年以降から92年度末までの累計45件、300万ドルに上った。76年当時に14社あった日系企業は、その後の現地化や撤退により減少し、93年10月現在では、家電メーカー及び漁網メーカーなどを含む4社が残ったにすぎない。

家電のサンヨー・アラコム社は、約20年にわたりラジオを中心に製品の組立てを行ってきた。部品の9割強を日本やアジアNIESの同社系列工場から輸入してきたため、93年は現地通過の大幅下落に加え、関税引き下げによる輸入品との競合激化から、経営環境は、ますます厳しくなっている。ケニアで唯一の家電組立企業として存続してきた同社も、このため93年11月から製造部門の縮小を強いられている。

ケニア10大品目の輸出額 (91年)

(単位: 1億Kシリング)

品目名	金額
食肉	43
ワットル	74
セメント	163
サイザル麻	177
ソーダ灰	31
除虫菊	322
園芸作物	1,848
コーヒー	2,184
石油製品	2,550
紅茶	3,816

出所: Kenya Uhuru Factbook

ケニア10大品目の輸出量 (91年)

(単位: 1000トン)

品目名	数量
除虫菊	0.4
石油製品	0.8
食肉	2.2
サイザル麻	27.7
コーヒー	84.1
園芸作物	169.3
紅茶	175.6
ソーダ灰	197.4
セメント	304.9

出所: Kenya Uhuru Factbook

図1. 主要10品目の輸出額 (91年)

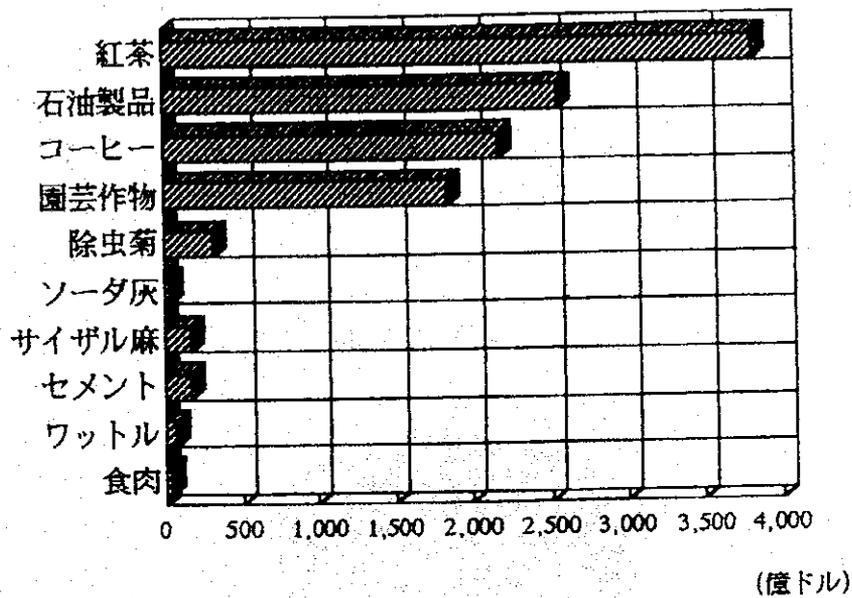


図2. 主要9品目の輸出量 (91年)

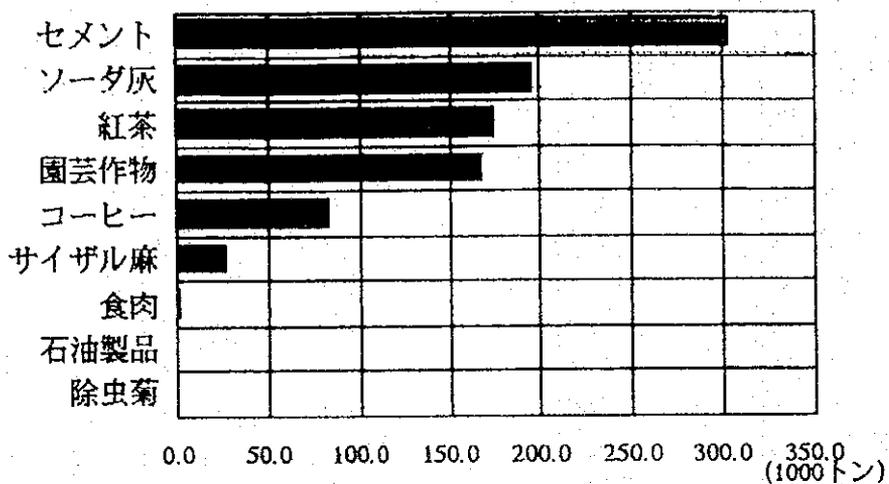


図3. ケニアの地域別輸出額のシェア (91年)

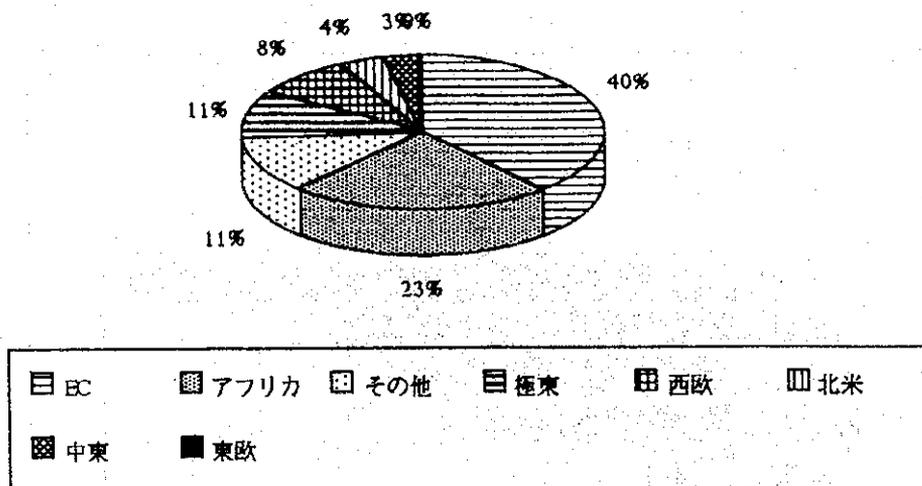


図4. ケニアの10大輸出相手国のシェア (91年)

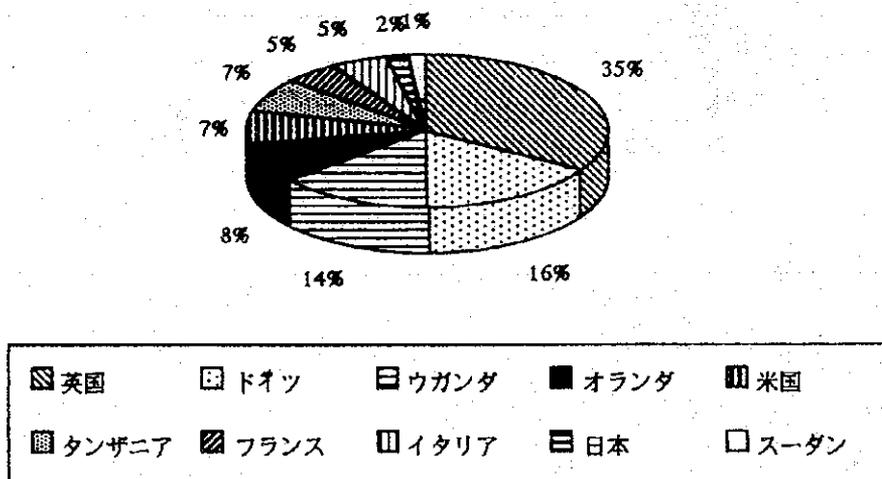


表1. ケニアの輸出相手国の構成 (金額ベース)

(単位: %)

1988	1989	1990	1991	1992	1993
52.8	50.0	50.0	44.8	42.7	39.6
(47.6)	(43.8)	(44.3)	(40.7)	(39.7)	35.9
5.8	5.8	4.3	4.4	(4.3)	4.5
2.5	2.8	3.8	3.0	2.9	2.9
8.0	12.4	9.3	11.3	13.5	12.2
25.6	22.3	21.7	24.5	27.0	34.6
(19.9)	(15.4)	(16.0)	(17.5)	(20.2)	26.4
6.0	6.6	6.0	12.0	9.5	6.2

u Of Statistics

表2. ケニアの輸入相手国の構成 (金額ベース)

(単位: %)

1988	1989	1990	1991	1992	1993
54.3	51.8	51.0	47.1	38.5	38.8
(47.7)	(45.2)	(44.9)	(42.0)	(33.7)	34.5
5.5	8.5	5.2	5.9	9.0	6.6
14.3	15.6	20.6	19.9	21.8	22.8
22.4	21.3	18.2	22.6	22.9	18.8
3.0	3.3	3.0	3.0	3.2	2.4
(2.8)	(2.7)	(2.7)	(2.2)	(2.7)	(2.3)
-	-	2.0	1.4	4.6	10.6

u Of Statistics

表3. ケニアの対日貿易

(100万Kシリング)

年度	輸入	輸出	貿易収支
1989	4,911	243	-4,668
1990	4,570	303	-4,267
1991	6,071	317	-5,754
1992	5,570	475	-5,095
1993	7,660	668	-6,992

表4. ケニアの対タイ貿易

(100万Kシリング)

年度	輸入	輸出	貿易収支
1989	31.6	297.1	+265.4
1990	4.8	226.3	+221.4
1991	17.5	1.2	-16.3
1992	36.4	0.7	-35.7
1993	239.2	71.4	-167.8

表5. ケニアの対韓国貿易

(100万Kシリング)

年度	輸入	輸出	貿易収支
1989	937.70	33.95	-903.75
1990	511.14	-	-511.14
1991	319.12	61.93	-257.19
1992	435.81	91.60	-344.21
1993	683.27	237.50	-445.77

表6. ケニアの対インドネシア貿易

(100万Kシリング)

年度	輸入	輸出	貿易収支
1989	39.00	36.00	-3.00
1990	62.00	61.00	-1.00
1991	74.00	75.00	-1.00
1992	114.79	68.70	-46.09
1993	858.07	177.95	-680.12

表7. ケニアの対マレーシア貿易

(100万Kシリング)

年度	輸入	輸出	貿易収支
1989	1,202.70	66.00	-1136.70
1990	1,369.70	110.70	-1259.00
1991	1,770.80	160.60	-1610.20
1992	2,135.67	67.31	-2668.36
1993	2,217.85	189.83	1028.02

(2) ケニアの新旧開発計画の概要

(ア) 第6次開発計画期の国際収支

ケニアの第6次開発計画(1988~93年)は、主要商品の年間輸出量の伸び率の目標をコーヒー・紅茶5.6%、石油製品4.0%、その他の輸出品は6.7%に、それぞれ設定した。一方、主要商品の年間輸入量の伸び率の目標は、原油4.0%、その他の輸入品5.0~5.5%に設定された。しかし、輸出量の実際の年平均伸び率は、コーヒーが2.8%減、紅茶が7%増、石油製品は近隣諸国向けが6.6%減(ただし、航空機・船舶の貯蔵向けの伸びは7%増)、その他の地域向けが9.4%増となった。

コーヒーの輸出量が減少した主因は、1989年における国際コーヒー相場の暴落にあり、それが農家をコーヒー栽培軽視に導くこととなった。その他にも農家への支払い問題が幾つかあり、それらがコーヒーの生産と輸出に影響を与えている。紅茶の輸出量が十分伸びたのは、紅茶の国際相場の高値の持続とケニアのニャヨ紅茶地帯が高い収益率を達成したことにある。

石油製品の近隣諸国向け輸出の減少は、近隣諸国の経済に影響を及ぼす国内事情もあるが、モンバサにおける精油代金の高騰が主因だ。その他の商品の高い輸出量の伸びは、この間に実施された各種の輸出振興措置(為替相場の調整、為替管理の自由化、輸入関税の軽減、保税工場や輸出加工区の設立及び輸出業者に対する輸入税・付加価値税の免除など)の成功を証明するものだ。

輸入面ではかなり違って、前次の開発計画期間(1988~93年)の輸入の伸び率は5.0%~5.5%増の予想であったのに対し、同期間中の実際の輸入伸び率は約4%減となった。これは、ケニアのGDP伸び率が鈍化したこと、及び輸入品の相対価格の上昇率が1988年の予想より高まったこと、によるものだ。原油の輸入は変動し、計画期間中の年平均伸び率は、わずか0.2%増にとどまった。これもまた、輸入全体の場合と同様に低い所得の伸びと相対価格の上昇を反映している。

ケニアの(商品)貿易収支は、期間中に比較的高い輸出量と輸入量の下落をみたにもかかわらず、当初(1988年)のポジションが大幅な赤字(輸入額が輸出額の2倍以上)となったことから、赤字状態が続いた。実際、絶対的な貿易赤字額の規模は、ケニア・シリングの大幅な切り下げと交易条件の一層の悪化から計画期間中に拡大した。しかし、GDPに占める貿易赤字の割合は、1989年の15%強から1992年には11%程度に縮小した。もっとも、1993年の赤字は12%強程度に拡大することが予測されている。

サービス輸出収入の伸びはサービス輸入支出の伸びを上回り、純サービス収入は満足できる伸びを達成した。通貨の切り下げも、また投資所得支出を急増させた。移転収入の伸びも、また予想を下回った。

GDPに占める経常の収支赤字の割合は全体として、GDPに占める貿易赤字の減少を主に、第6次開発計画の目標（93年はGDPの2%）よりも改善された。すなわち、1992年の推定赤字がGDPの1.3%になったのとは対照的に、93年の経常収支はGDPの0.9%を占める黒字となった。

（イ） 第7次開発計画期の国際収支予測

1996年までのケニアの国際収支の予測値（経常収支と貿易赤字の内訳）は別表の通りである。それによると、同計画期間中（1994～96年）にコーヒーの輸出量は年平均10%の伸びが見込まれている。このように高い伸びが見込まれるのは、国際コーヒー相場（特にケニア・コーヒーの価格）が、1991～92年の低迷した水準から93年以降大幅に回復したためである。また、コーヒー競売におけるドル建取引の実施、販売収入の50%保有許可、推定課税の廃止及び支払い制度の改善など、最近の一連の国内改革がコーヒー栽培農家に大きなインセンティブを与えた。紅茶の生産と輸出は伸び続けることが見込まれている。しかし、第7次開発計画期間の紅茶の生産と輸出の伸び率は、既に達成された輸出量が大きいため、前次の開発計画中の水準に比べて、やや鈍化することが見込まれる。

石油製品の輸出は、モンバサ精油所における不経済な生産体制により、やや低下しそうだ。第7次開発計画期間におけるその他の商品の輸出量は高水準を維持し、第6次開発計画期間に比べて、やや上昇することが見込まれる。このように現行計画期間中の諸政策の目標は、非伝統的輸出品の輸出量の、より急速な成長を確保することにある。

輸入面では、まず食品・飲料は人口増加率（3.4%）を少し上回る水準で伸びることが見込まれる。原油の輸入は、数量ベースで年間2%程度の水準で伸びることが見込まれる、その他のあらゆる輸入品、すなわち原料、その他の中間財及び資本・消費財製品の輸入量は10～13%と高い成長が見込まれる。主因は為替相場が実質ベースでこれ以上、下落しないと見込まれるなかで、生産が回復し在庫の積み増しが予想されることにある。

貿易収支の赤字は全体として、輸入の伸びが輸出の伸びをかなり上回る見通しから悪化することが見込まれる。貿易収支赤字のGDPに占める割合は、1993年の12.2%から1996年には14.2%へ拡大しよう。

貿易外収支をみると、非要素サービス輸出収入は、第7次開発計画期間中に急成長することが見込まれる。観光収入の伸びは、つい最近まで治安の悪化から低迷ないしマイナスが続いていたが、第7次開発計画期間中は旺盛な成長が見込まれる。

特記されるのは、ケニア・シリングの名目レートは今後一層の再調整が予測されることだ。国際投資収入と純移転収入もまた、第7次開発計画期間中にかなり成長を遂げるだろう。経常収支は全体として改善し続け、GDP（経常価格ベース）に占める黒字の割合は、1993年の0.9%から、96年には約2.5%に伸びることが見込まれる。

表8. ケニアの貿易収支 (目標)

(100万英ポンド)

	目標 93年	目標 94年	目標 96年	数量の平均 伸び率 93-96年
輸出品				
コーヒー	518	740	1,085	10
紅茶	1,068	1,337	1,753	5
石油製品	210	232	293	-1
その他の輸出品	1,584	1,985	2,739	12
輸出合計	3,381	4,293	5,869	7
輸入品				
食品・飲料	435	479	413	4
原材料				
動植物油脂	475	642	14	13
鉱物油	1,171	1,439	1,858	2
消費及び資本財	3,319	4,407	6,545	11
輸入合計	5,399	6,968	9,729	6
内訳:				
通常の輸入品	5,171	6,734	9,729	-
特別の食料品 (メイズと砂糖)	228	233	0	-
貿易収支	-2,018	-2,674	-3,860	-

出所: ケニア開発計画 (1994~1988年) Table 3.6

表9. ケニアの経常収支(目標)

(100万英ポンド)

	目標	目標	目標
	93年	94年	96年
貿易収支	-2,018	-2,674	-3,860
純サービス:	2,443	2,980	4,456
(1) 外国旅行	1,197	1,446	2,608
(2) その他のサービス輸出	2,295	2,815	3,624
(3) その他サービス輸入	1,050	1,290	1,775
投資収入	-1,065	-1,288	-1,818
移転収支	785	1,197	1,905
貿易外収支	2,163	2,889	4,544
経常収支	145	214	684
実質GDP伸び率(1990年比) @ M.P.	2	2	7

出所: ケニア開発計画 (1994~1998年) Table 3.7:

(3) ケニアの工業・貿易政策

(ア) 輸出振興が最重要課題

ケニア経済の最重要課題は世界市場への輸出で、どの程度成功するかにある。近年、ケニア政府は、輸出産業の競争力を強化するために多くの大胆な措置を打ち出した。また、輸出業者達も、非伝統産品輸出の急速な拡大で証明されたように、政府の措置に、よく応え始めた。前途遼遠ながら、今後は輸出振興が戦略の中心となる。

ケニア政府の産業戦略のなかで工業と貿易部門が重要な役割を果たす。工業化の成功の可否は、製造業部門が国際的に競争可能かどうかにかかっている。国内製造業は輸入品と競争できなければならないが、一層の拡大には海外諸国への売り込み能力如何にかかっている。工業部門の競争力を引き上げる措置に着手されたが、この手続きが一層推進されることが重要だ。

ケニア経済のなかで、これまで最も力強く、成功したのは、サービス部門で雇用及び外貨収入上大きな利益をもたらした。サービス部門の力と発展の継続は製造業と輸出の拡大を支えるだろう。サービス部門のうち観光は、今後ともケニア経済の回復と持続的な発展のための活力の源泉となろう。輸出の成長と多角化戦略の成功は、所得の上昇をもたらすうえに、ケニアが必要としている商品・サービスの輸入を可能にする。工業化の加速は、ケニアが近代技術を吸収し、応用する能力を高めるとともに、経験のある熟練した労働力を伸ばすことにつながる。

ケニアが直面している問題の一つは、長期にわたる交易条件の悪化だ。これはケニアが輸入する工業製品に対する世界需要が、よりダイナミックに伸びているのに比べ、ケニアの主要な輸出品に対する世界の市場条件が軟化していることを反映している。これらが、ケニアの輸出品に対する購買力を低下させることにより国際収支を軟化させ、かつ、輸出部門の所得と雇用を減少させることとなった。輸出は経済活動全体にとって非常に重要なので、こうした輸出品の国際相場の悪化は、他の経済部門の力を弱める効果をもたらした。

輸出部門の活力の欠如は、世界の輸出商品相場の悪化と不都合な政策環境の帰結だ。ケニア政府は、諸提言に基づき輸出業者のための奨励策を改善する措置を講じた。つい最近では、ケニアの為替相場がより競争力のある水準に改められ、かつ、輸出業者は輸出収入の100%を取得できる権利を与えられた。これらの変化は、重要な部品や資本財の購入を必要としている業者が、外貨と輸入品を容易に入手できるようにする効果をもたらした。非常に重要なのは、これらの政策は輸出の収益性を高め、輸出業者は政策の変化によく応えたことだ。その結果、園芸作物とその他の非伝統輸出品の輸出が急増した一方、総輸出に占める伝統的な輸出品（コーヒー、紅茶、石油製品）のシェアは、1985年の69%から1922年には54%へ低下した。

ケニアは、GATT、UNCTAD、LOME協定を含む多角的貿易交渉の枠組みの中で、開発途上国からの輸出商品に対して輸入障壁を設ける（先進国の）保護主義的傾向に対抗するために、国際貿易へのより攻撃的なアプローチをとることとなろう。この全体的な戦略のもつ重要な要素は、アフリカの域内貿易圏メンバー国を通じた貿易機会の拡大である。アフリカ域内の貿易障壁の縮減と貿易関連インフラの強化は、域内の国際協力と安全保障を強化すると同時に、ケニアの製造業製品の輸出とサービス輸出の急成長のために最も大きな可能性を拓くものだ。輸出の多様化がケニアの伝統的な輸出品を軽視すべきことを意味するものではないことは確かだ。というのは、ケニアが既に証明済みの比較優位をもっているのは、こうした商品分野であるからだ。実際、ケニアは、生産性を引き上げ、コストを引き下げするための諸措置を取ることによって、これらの商品の劣弱な市場の実態に対して、より精力的に対応する必要がある。農産物生産の伸びを促し、農産物輸出を刺激する政策を重視するのは、このためだ。

ケニアは、よりダイナミックな輸出志向の製造業企業を発展させなければならない。ケニアを取り巻く経済環境の多くの諸側面がケニアの製造業者の国際競争力に影響を及ぼしている。1986年に着手された多くの政策の変化は、こうした経済環境を著しく改善したが、なすべきことがまだ沢山ある。

(イ) 輸出振興計画の概要

輸出振興は、多角的貿易交渉のもとでのケニアの責任に基づき、引き続き、より急速な成長と雇用を刺激する重要な手段となろう。政府は今、輸入税付加価値税の免除、輸出加工区及び保税工場の三つの主要な輸出振興措置を実施している。これらの全ての措置は、輸出商品の国際競争力を高めるために輸出企業に対する輸入税、課税、規則を減らすことにより輸出を促進しようとするものだ。これらの計画全ての主たる対象分野は製造業であるが、拡大されて、サービス業と一時産品も対象に含められた。

保税工場と輸出加工区の狙いは、また、他の分野に投資されるかもしれない流動資本をケニアに惹きつけることにある。経済全体が次第に自由化されるに伴い、そのような特別な計画の必要性は減少しよう。輸出加工区は、急速な拡大の可能性をよく証明している。Sameer 輸出加工区は完成後、間もなく満杯になった。一方、1994年に開業が見込まれる Athi River 輸出加工区には既に30件以上の申込みがあった。ケニアの輸出加工区全体で創出された仕事は1993年12月までに1,650に上り、1998年までには、更に2万5,000の仕事の創出が見込まれている。ケニアの輸出加工区における雇用の拡大は、物理的な施設の拡大の進度によって制約される。しかし、これらの三つの輸出振興計画は、ケニアの実業界の心ない者によって脱税のために利用されることがないように、最も公正に運営され続ける必要がある。実施された奨励措置は、それらの計画から生ずる輸出

実績や、その他の利益との調和を図るために、継続的に調整されることとなろう。

輸出振興の成功には支援サービスが必要だ。政策の要点は、支援サービスの高まりを促進するため、かつ、市場で支援サービスが得られない場合は、支援サービスがすぐ整うようにすべく、政府が民間部門と密接に協力して動くことにある。したがって、これらの三つの輸出振興計画に加え、輸出を振興するための幾つかの機関やプロジェクトが創設されている。輸出のチャンスを見極め、輸出上の諸制約を克服することを主眼として、1992年8月にEPC（輸出振興協議会）が設立された。EPCは、政府高官と民間部門の役職クラスから構成され、他の全ての輸出計画に向けて指導力を発揮する。大蔵省の中のEPPO（輸出振興計画局）は、輸出に影響を与えるいろいろな輸入税、課税及び諸規則を検討し評価するうえで焦点となった。DET（商工省外国貿易局）は、ケニアの輸出業者が外国市場とバイヤーの実態を見極めるうえで、彼らを支援する。EPPOとDETの目的の達成を支援するために、いろいろなプロジェクトが創設された。世銀主導のKEAS（ケニア輸出開発支援）は、製造業者の輸出振興にかかる直接経費をまかなうため、無償援助を供与している。USAID傘下のKEDS（Kenya Export Development Support）プロジェクトは、同様な無償援助を供与し、調査セミナーのスポンサーを引き受け、かつ、製造業者の輸出機会と輸出手続きへの認識を高めようとする公共・民間部門の関係機関の動きを支援する。政府は輸出を振興するうえで総合的な政策を公約している。もっとも、輸出商品とサービスの生産と販売は、もっぱら民間部門が担うが、政府は輸出プログラムの一環として情報を提供し、輸出振興の環境づくりに助力者として参加する。

ケニアの輸出業者は現在、輸出信用及び保険保証制度の欠如に悩んでいる。政府は、そのような制度を供与するためにコンソーシアム（共同貸し付け銀行団）を結成するように民間銀行や保険会社に働きかける努力を続け、かつ、現行の銀行法や保険法の改正を行う準備を整えている。そのうえ、政府は、そうした民間ベースの制度は、非商業的なリスクを担保するものではなく、民間企業には高くつくことを認めている。したがって、政府は、そのようなリスクを担保できるスタンドバイクレジットを供与できるように、必要な制度を設けることを準備中である。

(ウ) 地域貿易

ケニアが輸出する商品とサービスの多様化は、かなり進んだが、市場の多角化は、まだ、それほど進んでいない。ケニアの輸出市場は伝統的に西ヨーロッパに傾斜しており、1992年には総輸出の5分の2強がこの地域に向けられ、総輸出に占めるシェアは10年前より、むしろ高まった。重要なことは、ケニアの極東地域向けの輸出が、世界貿易における同地域の旺盛な伸びに歩調をあわせて拡大しなかったことで、1992年に同地域に向けられたケニアの輸出は総輸出の10分の1強にすぎなかった。

ケニアの工業製品輸出の可能性が最も大きいのは近隣諸国だ。ケニアは、東南部アフリカ及びアフリカ地域全体における地域経済統合努力の忠実な支持者であった。大きな進展をみたのは、PTA（東南部アフリカ特惠地域）からCOMESA（東南部アフリカ共同市場）への構造転換である。ケニアは、関税と非関税障壁の迅速な撤廃及び共同市場内での商品とサービスの流れをより円滑にする必要性を、COMESA会議において強調し続ける考えだ。同会議では、また、既存のインフラの効率性を改善し、優れた通信、金融、保険サービスによって輸出商品の円滑な流れを促すための諸制度を新設する必要性も力説されよう。特に重要なのは、最近、旧EAC（東アフリカ共同体）諸国間で経済協力の強化が合意されたことだ。この新しい合意は、旧EAC諸国間の貿易自由化の加速と貿易の拡大を可能にしよう。

ケニア政府は、これらの地域貿易協定から最大の利益を得るために、COMESA及びEAC事務局やKNCCI（ケニア商工会議所）、KAM（ケニア製造業者組合）などの民間部門の代表者と協力してゆく考えだ。ケニア政府は、COMESA会議において同地域における各種の施設とサービス面での協力の必要性を強調する。ケニア政府は、また、COMESAの各種の制度のもとで手に入る便益を積極的に利用する。特に重要なのは、PTA銀行・決済機関及び東アフリカ開発銀行だ。なぜなら、これらはケニアの商工業界によって利用される貿易・開発金融を供与してくれる機関であるからだ。

2. 協議結果

(1) MCI（商工省）

- (ア) 輸出は伝統産業を拡大しつつ多角化しなければならない。また、これからは非伝統産業の輸出を伸ばしてゆくことがケニアの経済発展のために重要である。
- (イ) EPC（輸出振興協議会）の設立により、KETAの機能はEPCに取って代われ、KETAは消滅することとなった。一方、商工省貿易局（DET）は貿易振興に関する政策や他の国際的な分野に専念することとなる。DETは輸出振興についてEPCと密接に提携し協力してゆく。

(2) 商工会議所

- (ア) 会員数は約1万社で、業種別に構成され、主な業種は製造工業（約1,500社）、卸・小売業（約3,000社）、輸送業などがある。
- (イ) JICAからは有益な協力を得ている。
- (ウ) 輸出促進上の制約として、鉄道、道路、船舶、電力、工業用水などインフラの不備やミスマッチがあげられる。これらを改善するためにインフラ部門に関係する公的企業を民営

化する必要がある。

(3) 大蔵省

(ア) DRS (Duty Remission Scheme) 制度は、輸出業者に原料の輸入関税を返却する制度で、輸出振興のために有効である。

(イ) 輸出振興に寄与している外国からの援助プログラムに、KEASのグラント制度(世銀)とKEDSの融資制度(USAID)がある。

(ウ) 輸出上の大きな障害となっているのは、最近の高利子率とシリング高である。

(4) EPZ(輸出加工区庁)

(ア) SAPS(構造調整計画)により、ケニアは工業化のスピード化を迫られた。

(イ) 輸出振興政策の一環として、特定の地区を輸出加工区に割り当てたもので、EPZ(輸出加工区)には、民間のSAMEER加工区のほか、公的な加工区としてはAthi Riverが世銀の融資(3,000万ドル)を得て設立された。もう一つの公的な輸出加工区がモンバサに計画されている。

(5) EPC(輸出振興協議会)

(ア) ケニアの輸出基盤は工業であるので工業開発が重要だ。そのため、内外投資家に奨励措置を施すことなどにより、工業開発の環境を備えようとしている。

(イ) EPCの設立は、JICAの提案したマスタープランを参考にした貿易政策の一つであるが、設立当初のケニアの現実を反映している。

(ウ) JICAのプロ技にかかるケニア側の関心分野には、以下のものがある。

(a) 貿易情報 : 貿易情報センターの設立、コンピューターサービスの提供など

(b) 資材の提供 : 資材(研修用)とか関連ソフトウェア

(c) 研修事業 : 輸出振興に限定しない

研修コース(貿易担当官や女性起業家を対象とする)への援助

(d) 商品アダプテーションプログラム

(エ) EPCの財源は、政府予算のほか、輸入税の一部も収入源とする。また、貿易情報センターの運営に当たり、受益者から若干の費用を徴収し、それを財源の一部に充てることも考えている。その他の財源には、援助国からのプロジェクト(日本の援助のほか、UNDP、USAIDなどから)を期待している。

(6) KAM (製造業者協会)

(ア) KAMの機能と活動内容は、会員に対する世界の商品情報や貿易情報の提供、他の主要国の貿易サービス(英、米、日などの)に関する情報の提供、外国からの引合条件の提供などがある。

(イ) ケニア製造業界にとっての課題と制約(障害)は、経済自由化のスピードが速すぎて、メーカーが対応し、調整する機会が乏しいこと、メーカーに対する輸出奨励措置がないこと、インフラの不備(道路、通信、港湾の改善・整備が求められている)、為替レートの急騰と利子率の上昇、インフレの未収束(15%程度)、工場周辺の治安の悪化、などがあげられる。

(ウ) EPCとKAMとの関係については、EPCとの会合に参加したり、貿易セミナーを共催したり、調査を実施したりすることにより、側面的に協力する方針である。

(エ) EPCは政府機関(Parastals)であり、ケニアの輸出の急先鋒の担い手であり、これに対して関係政府機関及び民間機関は協力することとなる。KAMの枠割は、ロビー団体としてEPCの輸出振興の目的に資するようにEPCを支援し、これに助言や提言を与えることにある。

(7) ムアング氏との面談

被面談者: Mr. Muwanda (Nyanjuga Investments Ltd. 社長)

(ア) ケニアには、FPKEAという花の栽培業者(青果物業者を含む)の団体があり、70~80社の会員から成る。このうち30~40社が切り花の輸出をしている。花の栽培業者のうち比較的大規模な10~15社がナイバシャ(Naibasha)地区(首都ナイロビの北西90キロ)に集中しており、残りの多くがナイロビ地区で栽培している。花の収穫は、欧州のオフシーズンに当たる9月から翌年の5月までがピークとなる。

(イ) ナイバシャ地区からの輸出がケニアの輸出全体の85~90%を占め、残り10~15%がナイロビ地区からの輸出である。つまり、花の栽培業者の数では、ナイロビ周辺の方が多いが、輸出比率ではナイバシャ地区の方が高い。ケニアの輸出全体に占める花の種類と割合は、カーネーションが最大で30%、スタテスが20%、バラが15%となっている。

(ウ) ナイバシャ地区には大規模な栽培業者が集中しており、主要な業者のうちオランダ人経営のオセリアン(OSERIAN)社、ブルックボンド系のスルマック(SULMAC)社、シャルマール(SHALMAR)社の3社が最上位(1~3位)を占めている。これらの栽培業者は、ナイロビ空港に冷蔵用の倉庫を保有していて、輸出用の切り花を保管している。

(エ) ムアング氏はナイバシャ地区の大規模な切り花栽培業者の一人で、農地面積は300エーカーあり、600人の従業員数を擁している。主にカーネーションやスタテス(STATICE)

を栽培。収穫した花を保管する倉庫を農地内に保有していて、収穫後常時5℃の温度に保った冷蔵庫の中に移し、48時間以内にマーケットに向けて出荷する。輸出用の花はナイロビ空港から毎日、オランダや英国の輸出市場向けに送り出されている。輸出する花の種類と割合は、スタテスが最大で40%、カーネーションが40%、デルフェニウム(Delphinium - Larkspur)が20%となっている。ナイロビ空港に自社の保管用の倉庫を持たないので、大手の切り花業者オセリアン(OSERIAN)社の倉庫の一部を借りている。

(オ) 切り花輸出には、距離の遠さ、輸送難及び輸出相手国植物検疫の厳しさ(特に日本)など等の問題がある。同社の場合、輸送費が売り上げの60%を占めている。また、電気の問題もあり、電力不足で停電があるので、時どき、スタンドバイ(非常)用の発電機を使わなければならない。しかし、海外との通信は衛星通信による電話連絡ができる体制にあり、オランダの市況や情報を的確に把握できるようになっている。

(8) 小林専門家との面談

(ア) KETA(運営審議会)について:

商務省貿易局の中にKETA(運営審議会)がある。KETAには官民双方から、いろいろな人材を出している。KETA会長GOR氏は、民間会社からきているが、政治家とみられる。同会長は、今回のJICAミッションとのインタビューには出てこない。KETAの全職員は83名から成り、うち6名は商務官で、そのほかにデザイナー、図書館司書、原産地証明の発行処理係などがいる。KETAは、主としてセミナー、貿易業者に対する引き合い処理、海外見本市への参加、資料室の運営、貿易情報“TELEX KETA”の発行(商務官からの海外引き合い案件の掲載、印刷部数600で、年間購読量は50Kシリング)などを実施している。

(イ) EPC(輸出振興協議会)について:

1992年にEPC(輸出振興協議会)が創設され、輸出振興の事業を始めた団体。EPCの財源をどうするかが課題である。ジンバブエのZIMTRADEのように輸入課徴金を財源にすべしとの意見もある。EPCは、商務省の傘下に入っている。その結果、過渡期にはKETAとEPCの双方が商務省の傘下に入っていたことになる。

EPC(輸出振興協議会)の事業内容には、見本市への参加、貿易実務研修、引き合い処理、貿易情報誌の作成・発行などがある。EPCの事務所は、ナイロビ市内のユニバーサル・タワー内にあり、既に5~6名の職員がいる。95年2月頃、商務省のスタッフがEPCの事務所に移ることになるとみられる。当面は、KETAとEPCを合体させ、拡大させるのが先決であり、大命題といえるだろう。ケニアの輸出振興機関の将来像は、KETAと

EPCを合体し一本化することにある。

(ウ) KEASについて：

KEASは、世銀のプロジェクトで95年7月で期限切れとなる。同プロジェクトの対象として鞆（かばん）の輸出を例にとれば、ある鞆（かばん）メーカーが英国に輸出するに当たり、英国への出張計画（経費が例えば1,000ドルかかるとする）を立てると、世銀が出張旅費の半額（50%）をグラントで出す。その代わりに、業者は輸出を2倍にすることが条件となる。日本の資金で、このプロジェクトを95年7月以後も継続できないか、との要望が寄せられている。

(エ) KEDSについて：

KEDSは、USAIDのプロジェクトで毎年実施期間を延長している。このプロジェクトは、民間部門（50%のグラントがある）と公的部門に別れている。前者では、KEDS事務所やEFPICの紹介パンフなどを作成している。後者は、大蔵省の中のEPPO（Export Promotion Policy Office）に入り、政策、助言、研究などを行う。このうち大きな事業はDRS（Duty Remission Scheme）で、例えば鞆（かばん）の製造に当たり、必要な部品（例えば取っ手）の輸入税の免除を申請すると、当該部品の輸入段階で免税となる制度。ただし、これには繊維産業とEPZ（輸出加工区）内の企業も対象外である。同スキームの適用に当たり、輸入部品のアセスメントが難しいかもしれないが、政府機関が手がけるのでは繁雑になるので、民間団体に委託することになるようだ。

(オ) ケニアの産業政策：

SAPS（構造調整計画）を基本路線に置いており、政府企業（Parastatals）の民営化、公務員の縮減などを進めている。その反面、国産企業保護の問題も出てきた。例えば、自動車組立工場からの輸入関税引き上げの要請に対しても、SAPSを基本に貫き、ナガティブに対応しようとしている（それがだめなら、工場を持ってきたこと自体が間違っていたのではないか、という議論もある）。

(カ) EPZ（輸出加工区）について：

EPZ（輸出加工区）は大蔵省傘下のEPZ Authorityが管轄している。Athi RiverにあるEPZ（輸出加工区）には、既に縫製工場やタイヤメーカーのファイアストーン社などの民間企業が操業している。EPZ（輸出加工区）の輸出企業受入条件については、各国とも同様な優遇措置を設けて、国別の誘致条件のダンピング競争が起きており、ケニアでも国内での論争の的になっている。

政府はEPZ（輸出加工区）をモンバサにも設けようとしている。

(キ) MUB：Manufacturers in Bonds（保税工場）

EPZ（輸出加工区）外の工場のこと、この場合は法人税の免除はない。

- (ク) PTA (東南部アフリカ特恵地域) おけるケニアの危惧：
南アに対する脅威がある。
- (ケ) 輸出産業の主要市場：
繊維とセメントの主要輸出はEU。
- (コ) ケニアの抱える問題：
(a) 繊維輸出の原産地証明をどうするか？
(b) Tシャツと枕カバーの対米輸出が増え過ぎて、米国が輸入割り当てを設けてしまった。
- (サ) HCDA (Horticultural Development Agency = 園芸作物開発庁)：
切り花の輸出振興に関する質問をする。
- (シ) KAM (ケニア製造業者組合) = 民間製造企業の団体：
USAIDから、よく面倒をみてもらっている。輸出振興セミナーの開催が多い。多国籍企業 (セメントメーカーなど) が運営の実権を握っている。
- (ス) 商工会議所：
メーカー、販売業者の団体であるが、あまり大きな企業は入っていない。
- (セ) 日本資本との合弁企業の例：
ケニア・ナッツ社は、マカデミヤ・ナッツの輸出をしている合弁企業で、合弁の大成功例に挙げられている。同社の生産の80%が輸出され、残りの20%が国内消費向けである。輸出の95%が日本向け、残りの5%が第三国向けである。
- (ソ) TPO (貿易振興機関) 立案の経緯について：
TPOは政府機関とせず、民間部門として柔軟に対応できるようにした。常設展示場を持つセンターを設けているため、輸出品が分かるようになっている。第1段階から3段階にわたるが、建物が一本化しなくてもよいとの前提で提言した。実質的な仕事 ('TELEX KETA' を配布する。貿易実務を指導するなど)。
- (タ) EPC (輸出振興協議会) は、上記のTPO案に基づいて政府に提言もしているし、セミナーもやっている。EPCは今10名以下で構成されており、拡大しても30名程度で十分か？ 30名くらいが理想か？ 課題はEPCの運営方法、特に財源をどうするかにある。
- (チ) EPCの代表的な活動内容案は以下の通り。
(a) 貿易情報の作成
(b) 貿易実務研修 (LCの書き方、船賃の試算、取引方法など)
* 貿易実務研修は、商業英語や通関士の資格を取る、など体系化の必要がある。
(c) 見本市の開催 (保税の事務処理法を学ぶ方法もある)
(d) 市場調査実務
(e) 商務官に対する実践的な研修

(f) 広報活動

(9) 日本大使館（表敬）

(ア) JICAの説明（平井リーダー）：

産業インフラの整っているケニアとジンバブエで産業育成調査を実施するために来た。ケニアではマスタープランに基づいてのフォローアップ及び今後のプロ技実施の可能性を探るのが目的である。

(イ) 堀江公使：

既存の専門家の活動の実績を活かして次のプロ技に繋げてゆくのか。（平井リーダー：その方向で要請書を出す計画である。）

ケニアでは構造調整の成果が出てきている。ケニアでは産業育成しかない。やればケニア側から非常に喜ばれると思う。ケニアでは日本的なインフラに広範囲に力を入れてきている。園芸作物にも日本から既に借款をやったが、弱いのは産業育成である。日本から何をやってくれるのかと聞かれて、昔からやってきた民間協力について説明した。

日本には、もっとやれる分野があり、ケニアの中長期の発展に不可欠であると思う。

一方、構造調整の結果、ケニアの企業が国際競争力を失うようなケース（モンバサの自動車組立工場 ABS 社の場合）もあるので、企業を潰さないようなプロジェクトを作ってはどうか。

参考になる例を挙げれば、ウガンダの繊維産業（綿花）の国際競争力の強化のために、SAPIの工場にコンサルタント（プライスウォーターハウス所属の日本人専門家）を派遣し、労働者のいない工場を稼働させるなど、国際的に売れるものを作れるように指導する方向で努力しているが、ウガンダ側に大変喜ばれている。

(ウ) 小糸書記官：

ケニアでは国営企業の民営化が進んでおり、民間企業を伸ばしてゆこうとしている。政府もそれを意識していて、投資促進の訴えかけに出かけて行くなど、民間部門が大事であるとの意識を強めている。日本は直接的な産業育成はやってこなかったが、インフラを整備することによって国内産業の育成し易い人づくり、環境づくりが必要となるのではないか。前回のマスタープランの具体化につながればよいと思う。

(エ) 質疑応答：

Q.（堀江公使参事官）具体的な成果が欲しい。日本のお陰でこうなったというケースが欲しい。OECFの日本チームのお陰で瀕死状態にあった繊維産業が復活・蘇生するかもしれないという雰囲気、ウガンダ・サビにある。

A.（平井リーダー）：JICAの協力がどうなるかを聞いてみたいと思う。EPC（輸出振興

協議会)に具体的な活動の権限が移るのか、政策事項のみDET(商工省貿易局)に残るようである。

Q. (堀江公使参事官) ジンバブエとの比較は?

A. (平井リーダー) SEDCO(中小企業開発公社)では中小企業に関する技術指導が大事であると考えている。

Q. (小糸書記官) 輸出振興一般の対策はあるが、ケニアでは切り花といった特定産業にターゲットを絞った対策がない。産業育成をやらないとケニアは生き残れないと思っているので、今回のJICAミッションは良いタイミングであった。

(10) EPZ(輸出加工区本部)

(ア) ケニアは輸出振興計画に基づく工業化の促進を迫られているので、JICAの提言は大変ありがたい(Mr. R. J. KigundaがJICA側の質問項目を読みあげた後の最初のコメント)。

(イ) ケニアは、世銀から3,000万ドルの援助を得て特定の地区(ナイロビ郊外のAthi River)にEPZを設立した。モンバサにもう一つの公営のEPZを設立する計画である。

(ウ) EPZの推進には楽観しているが、計画の成功には対外的な援助と財源を必要としている。事務局では、コンピューターなどOA機器を購入したいと考えているが、JICAの援助を期待している。

(エ) 1990年にEPZ法が施行され、1991年に民営のEPZが営業を開始した。EPZの機能はこの法律で規定されている。EPZ本部の経営陣は、半分が民間部門、他の半分が公的部門から構成されている。主要な部門には、融資管理部、新規投資部、投資促進部、投資家支援サービス部等がある。

(オ) 民営のEPZの輸出工業団地は既に満杯になっているが、公営のEPZでは、まだ全部は稼働していない。公営EPZ全体で稼働しているのは、既に承認済みの6社のみだ。進出業種は繊維、農業関連工業、コンピューター、印刷関係等から成り、総輸出額は16億シリングに上る。うち、輸出額の15%は繊維で占められている。

(カ) EPZ(Athi River地区)内の団地開発計画は順調に進んでおり、過去2年間に20社が進出を決め、業務を開始した。しかし、目下は工場建て屋の建設が遅れており、この点が大きな課題となっている。

(キ) EPZ本部は、援助を与えてくれる相手国や新規の外国投資家に対して、ケニアに関するコンピューター情報などを提供している。

(ク) EPZは、IPC(投資促進センター)の協力のもとにMIGA(世界投資保証機構)からの援助を受けている。MIGAは、インベストメント・トラッキングシステムのデータベースを使って外国投資家に対し側面的に援助を与えている。

- (ケ) EPZ本部の新規投資部では、外国投資家への援助業務を行っている。外国投資家の多くは韓国、インド、パキスタンなどアジアから来ている。最近は、欧州の企業からも照会がある。新規投資に関する受け入れ条件の一つとしては、最低限の雇用の増加がある。
- (コ) EPZ本部の投資促進部は、外国投資の窓口として外国投資家に対して幾つかの奨励措置を講じている。たとえば、新規投資企業の場合、最初の10年間は法人税が免除され、10年後に、初めて25%の法人税が課せられる。機械や原料の輸入に当たり、輸入税/関税やVAT（付加価値税）が免除される。また、外国投資家に対して輸入資材の通関手続きや雇用許可証の発行について協力する。
- (サ) EPZ本部の投資促進部は、外国投資家に満足してもらうために、投資家へのいろいろなサービスに関する有用な情報（輸出相手国へのアクセス情報、制約条件など）を提供する。
- (シ) ケニアの投資環境を良くするためには、この国の関係機関が既存の外国投資家にアプローチし、継続的にコンタクトして要望等について交渉する必要がある。
- (ス) モンバサEPZについては、すこし遅れているが、援助国やADB（アフリカ開発銀行）からの援助を待っている。同EPZは、投資家に提供するためのインフラ整備（通信設備、土地造成、用水、電気、管理室設置等）の最終段階にある。今後5年間に20万人の雇用を見込んでいる。企業には繊維メーカー2社、自動車組立1社が進出している。

< Athi River のEPZ の見学 >

Athi River のEPZ 構内及び中にある二つの繊維工場の見学メモ：

(ア) Athi River のEPZ：

管理事務所は完成済み、通関事務所は建設中であり、一つのセメント工場と二つの繊維工場が操業中であった。

(イ) パキスタン系の繊維工場：

雑巾とジャンパーを製造し、欧米に輸出している。

(ウ) トライスター社（スリ・ランカ系）：

- (1) ジーンズ製ショートパンツの製造。
- (2) 従業員480人、管理部門26人から構成される。
- (3) JUKIブランドの工業用ミシンを使用。
- (4) 縫製、検査、アイロン、包装の一貫メーカー。

(II) EPC (輸出振興協議会)

Director of Industry (Mr. Muthka) による貿易政策に関するプレゼンテーションがあり、JICA への回答は、以下の通りであった。

(ア) エンジニアの Mr. ジコシ・マシラ (工業政策担当) による、ケニアの工業政策の概要説明 (各種の政策が書いてあるペーパーを用意)。

(イ) 目的は工業開発にある。ケニアの農業には限界がある。日本とアジアは目覚ましい成長を遂げ、他のアジア諸国の中には経済的に離陸 (テイクオフ) した国もある。

(ウ) ケニアの輸出基盤は工業にある。工業化を進め、農業も育成して経済発展を図るが、そのため工業開発の環境を整え、外国投資家に奨励措置を与えようとしている。ケニアのフォーマル部門は93年に4%の成長を遂げた。(セッションペーパーNo.1及び94年版セッションペーパーNo.4の参照をアドバイスされた。)

(エ) JICA マスタープランは、内容が詳細にわたる立派な提案書であったので、ケニア政府は同プランに基づいて貿易政策を作り上げた。もちろん、同プランを十分参考にしたものの、91年当時のケニアの実状を十分反映させたものだ。

(オ) ケニア政府として、JICA 提案のプロ技案に対して関心のある分野は以下の通りである。

(a) 貿易情報の提供: (i) 貿易情報の分析・統計の作成を含む。

(ii) ニュースレターの作成

(b) 貿易情報センターの設立

(c) コンピューターサービスの提供:

(i) コンピューター機材と関連ソフトウェア。

(ii) 既に資格のある情報・統計担当官がいる。

(d) 研修事業: (i) 輸出振興など特定の研修に限定しない。

(ii) 貿易担当官 (特に女性) や女性企業家を対象とする研修コース。

(iii) 研修用の機材も必要としている。

(e) 商品アダプテーションプログラム (EPC 側の提案)

(カ) EPC を運営する財源:

(i) 当面は、全予算を政府に調達してもらう。

(ii) 輸入税を収入源に充てる。

(iii) 援助国 (日本、米国等) や国際援助機関 (UNDP など) のプロジェクト)

(iv) 若干の活動費用を受益者から取り、それを財源の一部に充てる。

(12) HCDA (園芸作物開発庁)

(ア) HCDAは、UNDP援助の一環として1967年に設立され、1968年に活動を開始した。運営に当たり、1990年に会費制度を導入し、会員に対する貿易や消費者情報の提供や展示会参加への援助などを行っている。

園芸作物は、国内市場向けのみならず、海外市場向けにも発展し、今やケニア経済の発展の鍵をにぎる存在となっている。

(イ) 1980年代にUNDP主導で園芸作物に関する海外マーケティング調査を実施した。

(ウ) HCDAは、KEDSの参加を得て海外マーケティング情報システムを構築し輸出振興マニュアルを作成したうえ、特定商品を振興し展示会にも参加した。KEDSプロジェクトは、園芸作物の輸出について制度的な支援を行う。このプロジェクトの対象となる青果物は100種類に及ぶ。

ケニアの青果物の60~70%は輸出向けである。主要な輸出市場は、英国(シェア29%)、オランダ(同13%)、フランス(同11%)、ドイツ(同10%)、ベルギー(同4%)、イタリア(同4%)等である。

(エ) 日本向けの輸出は大部分がオランダ(を經由して)から出ている。

ジンバブエのようにヨハネスブルグ経由で日本に出すことも検討している。JALの就航を図るなど対日直接輸出が次の課題だ。

(オ) 花の栽培業者は輸出志向である。HCDAの会員には仲介業者もいる。

(カ) ケニアは、外貨と雇用の拡大を必要としているので、HCDAは輸出に重点を置いている。

(キ) 園芸作物の生産量は、94年には7万トンに拡大する見込みだ。これには、冷凍のグリーンピースやマカデミヤナッツが含まれる。

(ク) 当業界の課題には、(1)高い輸送費(船舶輸送が問題)、(2)弱いインフラ、(3)劣悪な通信事情、(4)輸出前の冷蔵保管設備(プレクーリング施設)の不備、等があるが、なかでも(4)が最大の障害となっている。

(ケ) HCDAは、農家の依頼に基づき農業指導員サービスを行っているが、指導員による殺虫剤の誤用もあるので、作物の品質向上のため人材研修も行う。

(コ) 経済・貿易自由化で、輸入制限や付加価値税(VAT)が撤廃され、当面の影響は大きい。輸出業者にとっては長期的には有益である。

(サ) ジェトロから協力を受けており、切り花の対日直接輸出の見通しは明るいと思う。

(13) KAM (ケニア製造業者組合)

(ア) KAMの役割:

KAMは民間の機関で、その役割は民間のメーカーに支援を与え、個別企業の特別の問題の解決に資すること、等にある。最近、農村や都市の女性起業家に対してビジネスの始め方・進め方について協力する方法も研究している。

(イ) 構成: KAMのメンバーにも中小企業はあるが、あまり多くはない。

(ウ) KAMの活動内容:

- (a) 輸出振興、品質管理、包装、公害規制、マネージメント等に関するセミナーの実施。
- (b) 特定のトピックスに関する調査の実施。
- (c) 世界の商品貿易情報やデータベースの提供。
- (d) 他の国の貿易サービス(例えば、英国のCBIやJETROのサービス)に関する情報の提供。
- (e) 世界の貿易引き合い情報の会員への提供。
- (f) ダイレクトリー閲覧サービスの提供。

(エ) ケニアの製造業界の課題

- (a) 経済自由化のスピードが速すぎて、メーカーは調整する暇がない。
 - * 輸入商品の事前検査機関(Pre-Inspection Agency)が設立されているが(輸入税の評価・算定の目的で輸入商品を検査する必要がある)、輸入ライセンス制度の撤廃で輸入業者が大挙して輸入に走ったため、未検査の輸入商品で港湾が混雑し、税関が対応に苦しんだケースがある。その後、セミナーなどの教宣活動で指導を強めたことにより次第に収まり、改善に向かいつつある。
- (b) メーカーに対する政府の輸出振興措置がない。
- (c) 輸入原料の手当てが間に合わず、メーカーが倒産するケースがある。
- (d) 劣っているインフラ(輸送、通信、道路、港湾など)の改善が求められている。
- (e) 為替レート(ケニア・シリングの対米ドルレート)が急騰した。安定化に向かうことが期待されている。
- (f) 利子率の上昇——94年12月末現在低下しつつあるが、メーカーが中長期融資を受けられるような水準にまで下がることが望ましい。
- (g) 高いインフレ率(94年12月末現在15%程度)——大蔵省は9%まで下がると言っている。
- (h) メーカーの工場周辺における治安の悪化——政府が必要な措置を取って欲しい。

(オ) 質疑への回答

- (Q) CAEは、ケニア周辺国へ脅威にならないか。

- (A) 脅威ではなく、利益となる。独立後設立された東アフリカ共同体域内の工場計画に基づいて、ケニアが供給していたものは、当初は国内市場向けであって輸出市場に向くものではなかった。生産体制などに非効率の問題があったことを反省している。新しいCAE域内の工業基盤は比較的進んでいるので、スワヒリ語という共通の言語があるうえに、東アフリカ全体がまとまることは域内メンバー国共通の利益となる。
- (Q) 南アの国際舞台への進出は地域の脅威とならないか。
- (A) 南アの優れたインフラと強い経済力は東アフリカ地域経済にとってチャレンジとなる。実際、南アが輸出業者に補助金を与えた結果、ダンピング問題が生じ南アからの輸入品に対する関税を引き上げざるをえなくなった例がある（輸入禁止をするわけにはいかない）。ケニアのメーカーの多くは、競争可能な品質の商品を生産しているが、もしダンピングなどアンフェアな輸入攻勢に直面すれば太刀打ちできない。

(14) 商工省次官との面談

- (ア) ケニアは目下、経済自由化政策を進めている。こうしたなかで、過去数年、ケニアは他の援助国との間でトラブルがあったが、日本は援助を続けてくれて感謝している。特に、JICAとJETROからの協力を感謝している。日本大使館とも極めて良好かつ友好的な関係にある。
- (イ) ケニアはJICAの提案したマスタープランに立脚した貿易政策を立てている。
- (ウ) 今回のJICAの提案は、資金援助ではなく、技術協力（特に情報・機材の提供、研修の実施、ニュースレターの作成、調査など）が中心であることを確認した。
- (エ) ケニア側では、壮大な貿易センターの設立構想を持っている。
- (オ) 91年に、モイ大統領自身が輸出振興協議会（EPC）の設立を決めた。その狙いは、官僚的な繁雑さを除去することにある。
- (カ) 商工省貿易局（DET）は、貿易に関する政策分野を担当し、EPCと密接に協力する。一方、従来あった貿易振興機関のKETAは事実上消滅（out of picture）する。DETとEPCは競争関係にはなく、協力関係にある。
- (キ) JETROの小林アドバイザーのEPCへの物理的異動については、EPCにも宜しく願います。
- (ク) 両国の貿易収支は、日本側の黒字となっており、少し改善してもらいたい。
- (ケ) JICAは、日本の援助プログラムの一環としてEPCの設立に協力してくれたが、ケニアは今回の日本の技術協力にも期待している。

(コ) 日本の研修援助プログラムの分野では、既に二人の担当官が研修のため日本に派遣されている。

(サ) JICA ミッションへの文書の提供 (handout) は、どうなっているか？

(DETのアテンダント係のJANETが「提供の手はずを整えた」と回答。)

(シ) 私は日本に行ったことがないので1995年中に、是非、行ってみたい、と考えている。

(15) JETRO 事務所長との面談

(ア) ジェトロ・ナイロビ事務所の概要

ケニアのジェトロ事務所は、1957年にモンパサに設立され、その後、ナイロビに移転した。事業内容は、輸出振興（日本側からは輸入促進）、投資促進、民間企業に対する技術協力が3本の柱となっている。

(イ) 輸出産業の育成についての考え方

(a) アフリカに関する良い情報がなかなか日本に伝わらない。新聞報道（ナイロビには朝日、読売、共同通信の支局がある）などは、ソマリア、ウガンダなど問題の起きたところしかフォローしないので、良い話が伝わるはずがない。

(b) ケニアは、とうとうリスケ（債務返済繰り延べ）をやってしまったが、構造調整は比較的うまくいっている。一時、ケニア・シリングの激変が深刻化したが、年明け（95年）には少し落ち着くかもしれない。

(c) ケニアの主要産業のGDP構成をみると、サービス産業（観光も含む）50%、鉱工業20%、農業30%となっている。農業も重要なので、農業の輸出を重視していかなければならない。ケニアは、切り花の世界三大産地であり、切り花輸出の振興をしているが、なかなかうまくゆかない。

農産物のうち、コーヒー、紅茶を除き、切り花と野菜の輸出がよく伸びている。野菜と園芸作物の輸出は、欧州向けには空輸されている。一方、生鮮野菜の対日輸出の受入れは日本側が禁止している。園芸作物の対日輸出は、検査後問題がなければ可能であるが、最大のネックは輸送費の高いことである。加工食品（缶詰、ジュース、冷凍食品など）なら対日輸出の可能性があるので検討している。ハンディクラフト（ハンドバック、木彫品、染め物パチワーク、滑石の細工品など）は、金額的には小さいが、輸出産業の底辺を支える面で重要である。

製造工業品の輸出は、ウガンダ、タンザニアなど周辺国向けに伸びている。金属加工分野、プラスチック加工分野もなかなか有望だ。金属加工分野では、南アやジンバブエから厚板等の鉄鋼製品が入っているので、これを圧延してトタン板を作り、周辺国向けに輸出することを検討している。

ケニアでは繊維産業もかなり活発で、紡績から縫製まで一貫してやっているところや、縫製専門にやっているインド系の会社もある。ケニアの繊維製品の輸出は、多国籍繊維協定 (MFN) の枠外にあるので、これを利用することで有利に輸出できる。しかし、多国籍繊維協定が期限切れとなった後のために、今から対応策を立てておく必要がある。

自動車製造をCKDベースでやっていたが、貿易自由化移行後は中古車が大量に入ってきたため採算がとれなくなり、苦境に陥った。

かつては、ケニア政府の国内企業保護政策のもとで、どのメーカーも独占的であったが、自由化後、多くの外国製品が流入するようになったことから、メーカーの経営者は、品質向上や生産性向上に目覚めてきた。

企業のほとんどが多国籍系かアジア系資本の工場である。製紙 (代表企業はアフリカンペーパーミル社)、薬剤業などは欧州系の資本が多い。アジア系資本は技術とノウハウがないので、アジア、中東及び欧州向けに輸出するためには、水準を引き上げてゆかなければならない。

製造工業品の輸出は、農産品やハンディクラフトとは、戦略を異にする必要がある (例えば製品の品質改善のためのQCセミナーを実施するなど)。こうすることが、輸出産業育成につながってゆくと考えている。

(ウ) 日本からの対ケニア投資

日本からケニアに対する直接投資は、かつて14~15社 (合繊、毛布製造、製茶、家電製品等) あった。いま残っているのは、このうちサンヨーなど2社にすぎない。しかし、同社の家電品組立工場 (ラジオの組立) も間もなく閉鎖される見込みだ。サンヨー閉鎖の最大の理由は、ケニアの市場が狭いことと、密輸 (不法な輸入品) の横行に負けてしまったこと、にある。原料の国内調達ができないのも不利であって、工業政策がまずかったこともある。唯一残るのは、漁網 (フィッシュネット) メーカーの平田紡績だが (ビクトリア湖岸のキスムにある)、細々とやっているにすぎない。

(エ) EPC (輸出振興協議会) について

EPCは、審議会であって実施機関がなく、まだ組織的に十分ではない。最近までKETAが実施機関を担っていたが、マスタープランでは政府機関とは別の専門の輸出振興機関を提言したはずではなかったかと思う。EPCの機能をどこまで拡げてゆくかが課題といえる。

ちなみに、KEDS (USAIDによる米国の5カ年援助プロジェクト) がHCDA (園芸作物振興公社) 等を抱き込んで、輸出振興プログラムを実施している。EPCについてEU機関やITCから照会があった。関心のテーマは、輸出振興をどうするかにあった。ITCから照会のなかでITCは、EPCの輸出振興プログラムを調査した結果、EPCに援助金をつけてやっていこうと考えている、と言っている。その他の援助機関のうち、UNIDOは、

ケニアの皮革業者組合に機械購入用グラントを与えたりしている。

(オ) 質疑への回答

(Q) 民間企業に対する JICA 援助スキームの有無について。

(A) 民間企業に対する低利の融資制度はあるが、民間企業に対する技術者や専門家の派遣や受入れは難しい。

(16) OECF (海外経済協力基金) との面談

(ア) 最近の援助案件

農業に加え、運輸、通信の援助プロジェクトをやっており、インフラ中心の援助が多い。モンバサ空港から始め、リハビリに対する援助を行っている。三つの橋梁への融資、マリソリの北の道路プロジェクト (フェーズⅡの段階) への融資は行っている。

ケニア側からいろいろな援助の要請 (例えば、地熱発電プロジェクト) が上がっているが、優先順位の付け方が難しい。

(イ) インフラ事情

道路の穴、停電頻度の高まりなど、ケニアのインフラ事情が悪化している。停電頻度の高まりの主因は、電力需要が増加する一方で、電力供給能力が低下していることにあるとみられる。

(ウ) 質疑への回答

(Q) ケニアの輸出促進計画に対する OECF の融資について。

(A) 構造調整がらみの融資である。世銀の調整融資に対する CO-FINANCE (商品借款に近いもの) で、94年10月中に融資済みだ。

(17) 日本大使館 (報告)

(ア) ミッション側の発言

(1) 帰国後、各省会議で報告会を開く。

(2) 輸出振興に関するプロ技の可能性を探るのが今回のミッション訪問の目的である。

(3) EPCの機能・活動内容については、紙の上ではいろいろ書いてあるが、内容がまだ詰まっていないので、戦略や具体的な内容 (アクションプログラムなど) を、ミッションが帰る前に書面で出してもらえるようお願いした。マスタープランで提言した「貿易センターの設立」を念頭に置いているようで、これを外国援助でやろうとしている。それを待てないので、既に進んでいることや組織・体制づくりが先行すべきであると考えている。それが、JICA 鉱工部のプロ技の活動内容になるものと思われる。

(イ) 質疑への回答

(Q) EPCは今、具体的に何をやっているのか？

(A) セミナーなどをやっている。KETAとEPCの境目をどうするかが課題だ。間もなく、EPCへの移動の準備を進めることになる。

(Q) EPCの位置付けは？

(A) 将来的には、民間部門の組織として会社法に基づき登録することになるのか。当面は、財源を、政府から輸入課徴金等をもってまかなうことになると思う。parastatal（公的企業）という提言は、やめた方がよいと思う。

(A) 公社・公団としてでなく、民間に近い組織・団体への援助に変化することもありうる。EPCは、商工省や大蔵省等の政府機関と連携を取りながらやってゆこうとしているので、プロ技援助の対象として問題はないと思う。

(Q) EPCに対するプロ技援助は、最初から盛り沢山にやらず、少しずつ、できるところから着手し、できるだけ早く始めて欲しい。今後のミッションの段取りはどうするのか？

(A) KETAの小林アドバイザーと連携を取りながら、ケニア側から早く要請書を出してもらおうようにしたいと考えている。

IV. 調査団所感

1. ジンバブエ

(1) 中小企業育成の必要性

製造業の発展がジンバブエの経済開発・雇用機会の創出に果たす役割は大きく、白人資本による大企業だけでなく、現地人資本による中小企業の育成が重要な課題となっている。

ジンバブエ政府も中小企業育成の必要性と重要性を認識しており、国の経済開発の中心的存在である「国家経済計画審議会」においても、中小企業育成を重点課題として取り上げている。特に関係8省の大臣をメンバーとする中小企業開発特別委員会を設置して、意見書を作成中のことであり、ジンバブエにおける製造業発展のために、中小企業育成の果たす役割の重要性と必要性は大きいといえる。

(2) 中小企業育成のための協力可能性

中小企業育成に係る活動を実施している政府関係機関の中では、特に、84年に設立された商工省管轄下の「小企業開発公社」(SEDCO)が、これまでも中小企業育成に向けて総合的な活動を実施してきている。

SEDCOの今後の新しい活動計画として、企業家に対する技術向上訓練の機会を提供する「COMMON SERVICE CENTER」設立を計画している。

今回の調査結果から、当該分野に対しての協力の可能性を検討するとすれば、協力対象機関として「小企業開発公社」が適切であると考えられる。

また、協力分野としては、各種技能訓練の実施に対する技術協力の可能性は大きいと考えられる。

しかしながら、短期間で、かつ当該分野におけるジンバブエにおける最初の調査であることから、適切な協力形態・協力内容・案件の効果・相手側実施機関等については、今後、更に詳細な調査を行うなかで検討を重ねる必要があると思われる。

(3) 今後の課題

ア) ジンバブエに対する技術協力の歴史は浅く、実績もまだ少ない現状にある。

ジンバブエの中小企業育成に関し調査した資料もほとんどなく、実態については、よくつかめておらず、当該分野に係る調査ということでは今回が最初といってもよい。今回の調査では中小企業育成にかかわるジンバブエ政府及び政府関係機関の取組みと活動を調査したが、内容は概要程度にとどまっており、今後、協力を進めるうえでは関係機関の、より詳細な調

査が必要である。

イ) 中小企業の振興のためには、人材の育成・技術力の向上・資金の供与・情報の整備など解決されるべき課題は多いが、上記「小企業開発公社」のような活動に対し技術協力の可能性は十分あると思われ、今回の基礎調査結果を踏まえ、当該分野に対する協力を具体化していくために、短期ベースの専門家派遣などによる補足調査が必要であると考えられる。

ウ) 現地大使館によれば、中小企業の育成に関しジンバブエ政府から強い要望があることから、当該分野における協力を前向きに検討したいとのこと。

上記に述べてきた通り、当該分野のニーズの大きさが確認できたことから、今後、更に調査を重ねながら適切な協力案件の形成が重要と思われる。

しかしながら、協力の実施に際しては先方機関の予算・人材配置等実施体制に十分な注意を払う必要がある旨の指摘もあることから、今後、補足調査を行う場合は、この点にも十分な配慮が必要と思われる。

2. ケニア

(1) 輸出振興の必要性

ケニアにおける輸出振興は開発計画における位置付け、安定的な経済成長を図るうえで必要性は高い。

ア) ケニア政府は、これまで「輸出振興」を重点課題として位置付けてきており、1994年から開始された第7次国家開発3カ年計画の中でも高い優先順位を付している。

イ) ケニアがGDPの安定的成長維持と貿易収支の改善を図るためには、輸出振興が重要な役割を果たすと考えられる。

(2) 輸出振興分野における現状と今後の展望

ア) これまで、ケニアにおける輸出振興活動は、商工省、大蔵省、商工省傘下のケニア貿易振興会 (KETA) 等の政府及び政府関係機関で行われてきた。

限られた資金、人材を有効に使うため、単一機関による輸出振興活動の実施がより機能的である旨のJICA開発調査によるM/Pの提言を受け、ケニア政府も、これに沿う形でEPC (輸出振興協議会) を設立し、これまで分散していた組織の統合拡大と、輸出振興に係る活動を開始したところである。

イ) 商工省にあった貿易局はEPCに統合され、この統合により政策に係る機能だけが商工省に残った。これまで商工省貿易局に派遣されていた「貿易情報」の個別専門家についても、EPCに移り、協力活動を継続しており、今後はEPCがケニアにおける輸出振興活動の中心的な機関になっていくことが予想される。

ウ) しかしながらEPCにおいては、これまでセミナーの開催、貿易情報の整備等が行われてきてはいるが、活動は小規模なものであり、未だ本格的な活動を実施するに至っていない。

(3) 当外分野におけるプロジェクト方式技術協力の妥当性・可能性

調査結果から、ケニアにおける輸出振興を推進するうえで、EPCが担う役割と機能の強化・拡充の必要性が確認されており、協力規模については詳細な検討を要するものの、幾つかの分野への協力と、想定される機材規模から、プロジェクト方式技術協力による協力の妥当性が確認された。

また、EPCの組織的な実施体制等が整備されれば、協力の相手機関として機能的にも問題なく、協力の可能性は十分にあると考えられる。

ア) 実施機関

EPC(輸出振興協議会)の中長期の戦略・具体的活動計画を見極める必要はあるが、EPCがケニアにおける輸出振興活動の中核としてM/Pの提言に沿う形で設立され活動を開始しており、今後、ケニアの輸出振興を推進するうえでEPCの役割と機能の強化・拡充が大きな柱となることが予想され、EPCに対する技術協力の必要性は大きいと考えられる。

現在、当該分野において派遣中の「貿易情報」個別専門家の協力活動を更に効果的なものとするため、EPCの組織が強化され、プロ技協の実施機関としてふさわしい体制への整備が期待される。

イ) 協力内容

調査団訪問時、EPCより実施体制強化に向けてJICAの技術協力への強い要望が表明され、要請分野としてはM/Pにて提言されている内容に沿う形で、

- ① 輸出振興制度の改善
- ② 輸出振興組織及び機能の開発
- ③ 貿易情報整備
- ④ 貿易研修、広報・展示活動の強化

等があった。

協力内容については妥当なものと考えられるが、派遣中個別専門家とも十分に協議しながら、案件の効果が最も発現する内容に向けての詳細な検討とともに、協力を実施する条件としてEPCの中長期的な活動方針、具体的なアクションプラン等についても確認が必要と考えられる。

(4) 今後の課題

ア) 上記の通り、ケニア側からも輸出振興に必要な具体的な協力分野が表明されているが、要

請書の明確なTORを書く段階には至っておらず、今後、協力実現のためには個別専門家の助言も得ながら、更に要請内容の検討を行うことが必要である。

- イ) EPCは発足したばかりで活動内容・人材・予算・施設等もまだ十分とはいえ、協力の相手機関として実施体制の整備が前提条件となる。

特にEPCの財源としては政府予算のほか、輸入税の一部、また、貿易情報サービスなどの活動による受益者からの費用の徴収や、援助機関からの資金援助を計画しており、EPCの予算計画についても十分に見極める必要がある。

- ウ) 現地大使館、JICA事務所共に輸出振興の重要性について強調しており、ケニアにおける輸出振興を推進するうえで、輸出産業の育成の重要性とともに、もう一方での輸出振興組織の機能強化についても急務であるとの認識を持っており、可能な部分から着実な技術協力の開始を要望している。

については、上記に述べてきた当該分野の重要性、協力の意義からも、適切な協力案件の形成に向けて引き続き現地大使館、JICA事務所、個別専門家を通じてのフォローが肝要であると思われる。

